

# 兵庫県公報

平成28年12月28日 水曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

公 告	ページ
○ 人事行政の運営等の状況の公表について（人事課） .....	1

## 公 告

### 人事行政の運営等の状況の公表について

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年兵庫県条例第23号）第4条に基づき、兵庫県の人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成28年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

# 人事行政の運営等の状況

平成28年12月

兵庫県

## 目 次

### 【兵庫県人事行政の運営の状況】

I	職員の任免の状況	4
II	職員の人事評価の状況	5
III	職員の給与・定員管理等の状況	6
IV	職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況	35
V	職員の分限及び懲戒処分の状況	38
VI	職員のサービスの状況	39
VII	職員の退職管理の状況	40
VIII	職員の研修の状況	41
IX	職員の福祉及び利益の保護の状況	50
	[参考]	53

### 【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

I	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	71
II	職員の競争試験及び選考の状況	75
III	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	84
IV	職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況	84

## 【兵庫県人事行政の運営の状況】

## I 職員の任免の状況

## 1 職員の採用状況

## (1) 採用試験

(平成27年度)

区 分	行政A	資格免許職	行政B	経験者	計
一 般 行 政 職	151人	74人	21人	22人	268人
一般事務職	56人	0人	7人	15人	78人
警察事務職	9人	0人	1人	0人	10人
教育事務職	23人	0人	6人	2人	31人
小中学校事務職	23人	0人	6人	0人	29人
その他技術職	40人	74人	1人	5人	120人
技能労務職	—	—	—	—	0人
教 育 職	1,117人	—	—	—	1,117人
警 察 職	220人	—	184人	—	404人
計	1,488人	74人	205人	22人	1,789人

※ 教育職については、大卒相当として行政Aの欄に記載

## (2) 採用選考

(平成27年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	病院局	計
行 政 職	26人	24人	3人	21人	74人
医師・歯科医師職	2人	0人	0人	39人	41人
研 究 職	1人	0人	2人	0人	3人
警 察 職	—	—	81人	—	81人
計	29人	24人	86人	60人	199人

※ 行政職については、職種転換、国からの派遣者の帰任等を含む。

## 2 職員の退職状況

(平成27年度)

区 分	普通退職	勸奨退職	定年退職	退職手当 支給者数合計	退職者数合計
一 般 職 員	342人	53人	401人	796人	848人
うち技能労務職員	1人	2人	22人	25人	26人
教 育 公 務 員	200人	254人	1,366人	1,820人	2,038人
警 察 官	55人	67人	188人	310人	460人
計	597人	374人	1,955人	2,926人	3,346人

**II 職員の人事評価の状況**

1 人事評価制度の概要

(平成28年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容
目 的	職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握し、職員の職務遂行能力の向上及び人材育成に資するとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことで、組織全体の士気高揚を促し、勤務意欲の向上と公務能率の向上につなげる。
実施内容	人事評価は能力評価及び業績評価で構成され、その両面から評価を実施 また、職員との意見交換や所属長・評価者のフォローアップを実施 (1)能力評価 評価項目ごとに定める基準に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価 [評価時期] (知事部局) 10月 (前年10月1日から9月30日まで) (教育委員会) 10月 (前年10月1日から9月30日まで) (警察本部) 秋の定期人事異動日から翌年秋の定期人事異動日の前日まで (2)業績評価 職員ごとの業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価 [評価時期] (知事部局) 10月 (4月1日から9月30日) 3月 (10月1日から翌年3月31日) (教育委員会) 10月 (前年10月1日から9月30日まで) (警察本部) 前期 (秋の定期人事異動日から翌年の春の定期人事異動日の前日) 後期 (翌年の春の定期人事異動日から翌年の秋の定期人事異動日の前日)

2 昇給への反映状況 (知事部局)

人事評価の評定に基づき、勤務成績が良好である者を選考し、決定している (平成28年 1 月 1 日昇給時)。	
・「極めて良好」(標準より 2 号給上位) に決定された者	797名 (14.5%)
・「特に良好」(標準より 1 号給上位) に決定された者	843名 (15.3%)
・「良好でない又は極めて良好でない」に決定し昇給号給数を標準より下位とした者	48名 (0.9%)
※ 標準は、「良好」	

3 勤勉手当への反映状況 (知事部局)

人事評価の評定に基づき、功績が認められる者を選考し、決定している (平成28年 6 月期勤勉手當時)。	
・「特に優秀」(標準の 2 割増し) に決定された者	327名 (5.4%)
・「優秀」(標準の 1 割増し) に決定された者	1,795名 (29.9%)
・「不良」に決定し成績率を標準より割落とした者	29名 (0.5%)
※ 標準は、「良好」	

**Ⅲ 職員の給与・定員管理等の状況**

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度 の人件費率
平成27 年度	人 5,621,087	千円 1,959,167,504	千円 877,205	千円 531,471,766	% 27.1	% 27.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
平成27 年度	人 54,977	千円 240,840,912	千円 52,746,042	千円 97,110,752	千円 390,697,706	千円 7,107

- (注) 1 職員手当は退職手当を除く。  
 2 職員数は平成27年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項  
給与の抑制措置

	一般職	特別職
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任給基準の引下げ</li> <li>管理職手当の3%減額措置</li> <li>期末手当独自0.3月分引下げ（単年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>知事 : 10%減額</li> <li>副知事 : 7%減額</li> <li>出納長、教育長等 : 5%減額</li> <li>その他 : 3%減額</li> </ul> </li> <li>期末手当の支給内容を国準拠に改正（4.95月→3.75月）</li> </ul>
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月昇給延伸の実施</li> <li>管理職手当の3%減額措置（継続）</li> <li>期末手当独自0.1月分引下げ（単年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当独自0.15月分引下げ（単年度）</li> </ul>
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月昇給延伸の実施（継続）</li> <li>管理職手当の3%減額措置（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> </ul>
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月昇給延伸の実施（継続）</li> <li>管理職手当の3%減額措置（継続）</li> <li>退職手当の見直し（支給率の見直し）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>退職手当の減額（知事・副知事・出納長：10%減額）</li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月昇給延伸の実施（継続）</li> <li>管理職手当の10%減額措置</li> <li>退職時特別昇給の廃止</li> <li>旅費の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>退職手当の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>知事 : 10%減額</li> <li>副知事 : 7%減額</li> <li>出納長、教育長等 : 5%減額</li> <li>その他 : 3%減額</li> </ul> </li> </ul>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月昇給延伸の実施（継続）</li> <li>管理職手当の10%減額措置（継続）</li> <li>昇給停止年齢の引下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>退職手当の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>

	一般職	特別職												
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職手当の10%減額措置（継続）</li> <li>特殊勤務手当の見直し （月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し）</li> <li>給料表の見直し（平均4.8%引下げ等）</li> <li>昇給制度の見直し （査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等）</li> <li>地域手当の新設</li> <li>退職手当の見直し （支給率の見直し、調整額の新設）</li> <li>勤勉手当への勤務実績の反映</li> </ul> <p>※ 12月昇給延伸については平成17年度で終了。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>退職手当の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職手当の10%減額措置（継続）</li> <li>勤勉手当への勤務実績の反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>退職手当の継続（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>												
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額 行政職は次のとおり減額（他の職種も行政職との均衡により減額。）</li> </ul> <p><b>【管理職】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部長・局長級 : 9%減額</li> <li>課長級 : 8%減額</li> <li>副課長級 : 6%減額</li> </ul> <p><b>【一般職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主任専門員級 : 5%減額</li> <li>係長・主査・主任級 : 4.8%減額</li> <li>若手職員 : 4.5%減額</li> </ul> <p>※ 地域手当の2%引下げ含む。 (地域手当)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>期末・勤勉手当の減額 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額。 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 10%→5% 15%→7.5%</li> <li>管理職手当の減額 管理職全員 10%減額 → 20%減額</li> <li>初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ</li> <li>昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸。</li> </ul>	区分	見直し前	見直し後	1 級地	10%	8%	2 級地	7%	5%	3 級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事 : 20%減額</li> <li>副知事 : 15%減額</li> <li>教育長等 : 10%減額</li> <li>防災監等 : 7%減額</li> </ul> </li> <li>地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%)</li> <li>期末手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事 : 30%減額</li> <li>副知事 : 28%減額</li> <li>教育長等 : 26%減額</li> <li>防災監等 : 25%減額</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事 : 約20%減額 (支給割合の10%減額を含む。)</li> <li>副知事 : 約20%減額 (支給割合の10%減額を含む。)</li> </ul> </li> </ul> <p>(参考) 議員報酬月額額の減額 県議会においても、行財政構造改革への取組を踏まえ、当分の間、議員の報酬月額等を次のとおり減額する措置が講じられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議長 : 報酬月額10%減額 加算額25%減額</li> <li>副議長 : 報酬月額10%減額 加算額25%減額</li> <li>議員 : 報酬月額10%減額</li> </ul>
区分	見直し前	見直し後												
1 級地	10%	8%												
2 級地	7%	5%												
3 級地	5%	3%												

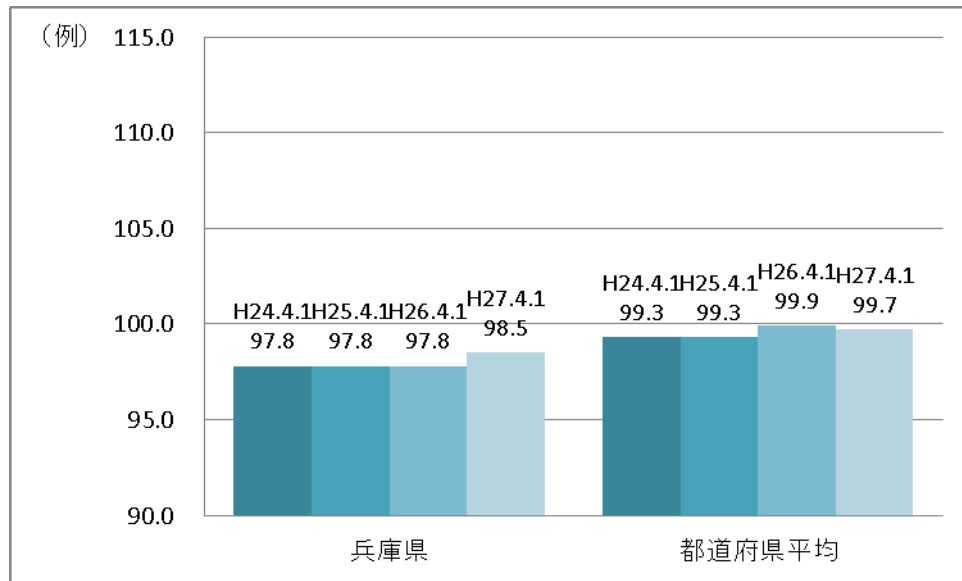
	一般職	特別職
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末・勤勉手当の減額（継続）</li> <li>・管理職手当の減額（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末手当の減額（継続）</li> <li>・退職手当の減額（継続）</li> </ul> <p>（参考）議員報酬月額の見直しについても継続</p>
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末・勤勉手当の減額（継続）</li> </ul> <p>ただし、平成22年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。                      （役職加算率）20%→12% 10%→7.8%                      15%→9.4% 5%→5%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当の減額（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末手当の減額（継続）</li> <li>・退職手当の減額（継続）</li> </ul> <p>（参考）議員報酬月額の見直しについても継続</p>
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末・勤勉手当の減額（継続）</li> </ul> <p>ただし、平成23年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。                      （役職加算率）20%→12% 10%→7.8%                      15%→9.4% 5%→4.4～5%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当の減額（継続）</li> <li>・旅費の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末手当の減額（継続）</li> <li>・退職手当の減額（継続）</li> </ul> <p>（参考）議員報酬月額の見直しについても継続</p>
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> </ul> <p>ただし、平成25年1月～平成26年3月の間に限り、管理職を除く一般職について0.2%緩和。                      主任専門員級 : 4.8%減額                      係長・主査・主任級 : 4.6%減額                      若手職員 : 4.3%減額                      ※ 地域手当の2%引下げ含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末・勤勉手当の減額（継続）</li> </ul> <p>ただし、平成24年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。                      （役職加算率）20%→12% 10%→8%                      15%→9.5% 5%→5%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当の減額（継続）</li> <li>・退職手当の見直し（支給率の見直し）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末手当の減額（継続）</li> <li>・退職手当の減額（継続）</li> </ul> <p>（参考）議員報酬月額の見直しについても継続</p>
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末・勤勉手当の減額（継続）</li> </ul> <p>ただし、平成25年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。                      （役職加算率）20%→11% 10%→8%                      15%→9.5% 5%→5%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当の減額（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、特別職の給料及び退職手当の額の見直しを実施（H25年4月～）</li> </ul> <p>給料 : 5%減額                      退職手当 : 25%減額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与抑制措置を継続（特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。）</li> </ul> <p>(1) 給料の減額</p> <p>知事 : 20%減額                      副知事 : 15%減額                      教育長等 : 10%減額                      防災監等 : 7%減額</p>



	一般職	特別職
	<p>国の要請に基づき平成25年7月～平成26年3月までの間、国に準拠した水準まで給料の減額を実施。</p> <p>【管理職】            部長・局長級 : 9.7%減額            課長級 : 9.7%減額            副課長級 : 7.7%減額</p> <p>【一般職員】            係長・主査・主任級 : 7.7%減額            若手職員 : 4.7%減額</p> <p>【H25.4.1ラスパイレス指数】            105.8 (参考値 97.8)</p> <p>【減額時点 (H25.7.1) のラスパイレス指数】            100.6</p>	<p>(2) 期末手当の減額            知事 : 35%減額            副知事 : 33%減額            教育長等 : 31%減額            防災監等 : 30%減額</p> <p>(3) 退職手当の減額            知事 : 30%減額            副知事 : 30%減額</p> <p>(参考)            議員報酬月額減額についても継続(特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。)            議長 : 報酬月額10%減額            加算額25%減額            副議長 : 報酬月額10%減額            加算額25%減額            議員 : 報酬月額10%減額</p>
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額(継続)                管理職を除く一般職について、0.2%の一部緩和を継続。</li> <li>期末・勤勉手当の減額(継続)                ただし、平成26年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。                (役職加算率) 20%→12% 10%→8%                15%→9.5% 5%→5%</li> <li>管理職手当の減額(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額(継続)</li> <li>期末手当の減額(継続)</li> <li>退職手当の減額(継続)</li> <li>(参考)                議員報酬月額減額についても継続</li> </ul>
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額(縮小)                管理職は1/5、一般職は1/4縮小</li> <li>【管理職】                部長・局長級 : 5.6%減額                課長級 : 4.8%減額                副課長級 : 3.2%減額</li> <li>【一般職員】                主任専門員級 : 2.3%減額                班長・主査・主任級 : 2.1%減額                若手職員 : 1.8%減額</li> <li>期末・勤勉手当の減額(縮小)                役職に応じて、減額措置を2~3%縮小                班長・主査・主任級以下は減額措置終了</li> <li>管理職手当の減額(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額(縮小)                知事 : 17%減額                副知事 : 13%減額                教育長等 : 9%減額                防災監等 : 6.6%減額</li> <li>期末手当の減額(縮小)                知事 : 30%減額                副知事 : 28%減額                教育長等 : 26%減額                防災監等 : 25%減額</li> <li>退職手当の減額(継続)</li> <li>※減額率には特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。</li> <li>(参考)                議員報酬月額減額(継続)</li> </ul>
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額(縮小)                26年度と比較して、管理職は2/5、一般職は2/4縮小</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額(縮小)                知事 : 14%減額                副知事 : 11%減額                教育長等 : 8%減額                防災監等 : 6.2%減額</li> </ul>

	一般職	特別職
	<p><b>【管理職】</b>            部長・局長級 : 4.2%減額            課長級 : 3.6%減額            副課長級 : 2.4%減額</p> <p><b>【一般職員】</b>            主任専門員級 : 1.6%減額            班長・主査・主任級 : 1.4%減額            若手職員 : 1.1%減額</p> <p>・ 期末・勤勉手当の減額（縮小）            26年度と比較して、以下のとおり縮小            課長級以上 4%縮小            副課長級 3%縮小            主任専門員級以下 減額措置終了            ※一般職員の減額措置終了</p> <p>・ 管理職手当の減額（継続）</p>	<p>・ 期末手当の減額（縮小）            知事 : 25%減額            副知事 : 23%減額            教育長等 : 21%減額            防災監等 : 20%減額</p> <p>・ 退職手当の減額（継続）</p> <p>※減額率には特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。</p> <p>(参考)            議員報酬月額減額（継続）</p>

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の報告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
平成28年度	412,158円	408,747円 [395,371円]	3,411円 (0.83%) 〔16,787円〕 (4.25%)	改定 (+0.83%)	+0.83%

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会報告において公民の4月分の給与額をラスパイレ  
ス比較した平均給与月額である。

2 [ ]内は第3次行財政構造改革推進方策を踏まえた減額措置後の額。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の報告				年間支給 月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
平成28年度	4.30月	4.20月	0.10月	改定 (+0.1月)	4.30月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支  
給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(6) 給与制度の総合的見直しの実施状況について(平成27年4月1日実施)

ア 給料表の見直し

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層(2級及び3級の  
一部)の号給は引下げなし。4級以上の級の高位号給は最大4%程度引下げ。

平成27年度及び平成28年度については、国と同様に経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

イ 地域手当の見直し

国の地域手当支給率の引上げ等を勘案し、支給率を見直し

区 分	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合		平成29年度 の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後	4月1日時点	遡及改定後	
1級地	8.5%	8.75%	8.75%	9.55%	9.25%
2級地	5.5%	5.75%	5.75%	6.55%	6.25%
3級地	3.5%	3.75%	3.75%	4.55%	4.25%

【参考】国の改正状況

市 町	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後	
西宮市、宝塚市	13.0%	14.0%	15.0%
神戸市	10.0%	10.5%	12.0%
伊丹市、川西市、三田市、高砂市	7.0%	9.0%	10.0%
明石市、猪名川町	4.0%	5.0%	6.0%
赤穂市	2.0%	4.0%	6.0%

ウ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

## ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
兵 庫 県	44.6歳	338,700円	429,920円	389,729円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円

## イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
兵 庫 県	53.8歳	514人	337,500円	403,354円	372,102円
うち保安員	51.9歳	27人	335,000円	409,666円	381,492円
うち用務員	55.1歳	193人	340,200円	407,527円	371,967円
うち自動車運転員	53.2歳	70人	343,900円	418,062円	382,857円
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円

## ウ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	45.1歳	377,200円	447,546円

## エ 中学校・小学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	41.7歳	354,100円	412,320円

## オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
兵 庫 県	39.1歳	322,700円	453,075円	368,632円
国	41.3歳	315,764円	—	371,411円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		兵庫県	国
一般行政職	大学卒	181,284円 (183,300円)	176,700円
	高校卒	147,361円 (149,000円)	144,600円
技能労務職	高校卒	143,999円 (145,600円)	-
高等学校 教育職	大学卒	202,449円 (204,700円)	-
	短大卒	180,295円 (182,300円)	-
中学校・小学校 教育職	大学卒	202,449円 (204,700円)	-
	短大卒	180,295円 (182,300円)	-
警 察 職	大学卒	205,515円 (207,800円)	205,200円
	高校卒	173,570円 (175,500円)	166,700円

(注) ( ) 内は、減額措置を行う前の金額である。

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,289円	358,658円	379,503円	398,866円
	高校卒	212,222円	317,700円	355,513円	372,038円
技能労務職	高校卒	-	325,206円	315,875円	338,069円
高等学校教育職	大学卒	308,300円	398,129円	424,195円	436,208円
中学校・小学校 教育職	大学卒	309,072円	394,724円	415,903円	426,611円
	短大卒	289,546円	377,243円	399,498円	417,671円
警 察 職	大学卒	280,146円	380,686円	401,074円	419,458円
	高校卒	250,868円	346,378円	380,026円	401,196円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

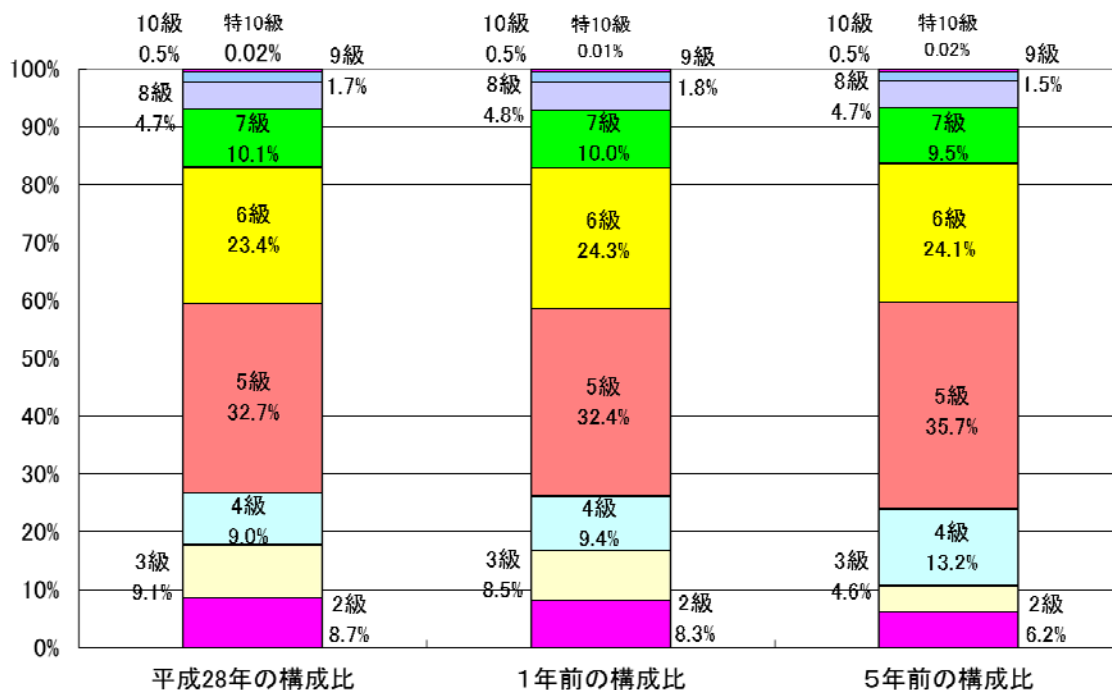
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容		職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
特10級	理事		2人	0.02%	520,500円	558,300円
10級	部長	県民局長	40人	0.5%	457,200円	528,800円
9級	局長	県民局の副局長	132人	1.7%	406,900円	468,900円
8級	課長	地方機関の長	355人	4.7%	361,300円	445,000円
7級	副課長	地方機関の副所長、所長補佐	766人	10.1%	317,000円	409,000円
6級	班長、主幹	地方機関の課長	1,780人	23.4%	286,200円	391,800円
5級	主査	地方機関の課長補佐	2,486人	32.7%	259,900円	379,800円
4級	主任		684人	9.0%	219,700円	348,800円
3級	職員		695人	9.1%	190,200円	292,200円
2級	職員		662人	8.7%	140,100円	246,100円
計			7,602人	100.0%		

(注) 1 本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(給与実態調査ベース)である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数の構成比の推移



## 4 職員の手当の状況

## (1) 期末手当・勤勉手当

(平成28年4月1日現在)

兵 庫 県			国		
1人当たり平均支給額(平成27年度決算) 1,891千円			—		
(平成27年度支給割合)			(平成27年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60 月分	1.60 月分	一般職員	2.60 月分	1.60 月分
特定幹部職員	2.20 月分	2.00 月分	特定幹部職員	2.20 月分	2.00 月分
再任用職員	1.45 月分	0.75 月分	再任用職員	1.45 月分	0.75 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20% (抑制後 5～13%)		・役職加算	5～20%	
・管理職加算	10～20% (抑制後 7～12%)		・管理職加算	10～25%	

## (2) 退職手当

(平成28年4月1日現在)

兵 庫 県			国		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨	(支給率)	自己都合	定年・応募認定
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分	勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の特例措置 2～20%加算			定年前早期退職の特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額	2,033千円	23,458千円	1人当たり平均支給額	—	—

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (3) 特殊勤務手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	3,413,656千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	132,312 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	41.0%
手当の種類(手当数)	59
手当の詳細	P.53参照

(注) 支給の根拠となる条例が異なる類似の手当は手当数から除いている。

## (4) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績（平成27年度決算）		17,713,433千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		322,702 円	
支給対象地域	支給率 (条例本則)	支給対象職員数	国の制度（支給率）
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 東京都特別区 (明石市、川西市に所在する事務所等 のうち人事委員会が定める事務所等)	8.75%	31,350人	20、15、12、10%
姫路市 明石市 川西市	5.75%	5,080人	3%
上記以外の市町	3.75%	18,323人	10、6、3、0%
平成27年4月1日現在平均支給率	6.58%	-	6.58%
平成27年4月1日現在地域手当補正後ラスパイレース指数 (平成27年4月1日現在ラスパイレース指数)		98.5 (98.5)	

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したとした仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

## (5) 超過勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	5,889,128千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	300,098 円
支給実績（平成26年度決算）	5,828,906千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	297,090 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。



## (6) その他の手当

(平成28年4月1日現在)

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円/月</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 6,500円/月</li> <li>・職員に配偶者がいない場合は、職員の扶養親族のうち1人 11,000円/月</li> </ul> ※ 16歳から満22歳までの扶養親族たる子に係る加算額1人につき5,000円/月加算	同	—	千円 6,001,478	円 240,367
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃23,000円以下 月額 家賃-12,000円</li> <li>・家賃23,000円超 57,000円以下 月額(家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円</li> <li>・家賃57,000円超 月額 28,000円(支給限度額)</li> </ul>	異	国は支給限度額 27,000円	千円 3,441,071	円 357,848
初任給調整手当	医師等、採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：367,600円/月	異	最高支給額の措置期間の10年間延長	千円 122,668	円 3,717,212
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 最高支給限度額：59,000円	異	国上限額 55,000円	千円 8,083,634	円 164,205
		【交通用具使用者】 通勤距離に応じて支給 自動車 6km未満 4,200円/月～ (上限額55,000円)	異	国上限額 31,600円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等を伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	月額 30,000円+加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて8,000～70,000円/月	同	—	千円 114,553	円 392,305

手当名	内 容	支給単価	国の制 度との 異 同	国の制度 と異なる 内 容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
管理職手 当	管理又は監督の地位 にある職員に対して 支給	39,700～139,300円/月 職責に応じた定額	同	—	千円 2,586,593	円 615,562
農林漁業 普及指導 手当	農林漁業の普及指導 に関する事務に従事 する職員に支給	給料月額に7/100を乗じた額			千円 65,899	円 331,151
特地勤務 手当	離島その他の生活の 著しく不便な地に所 在する事務所等に勤 務する職員に対して 支給	給料及び扶養手当の月額に 対して、4/100～25/100ま での範囲で、公署の区分に応じ た一定率を乗じて得た額	同	—	千円 12,682	円 214,949
へき地手 当	交通条件及び自然 的、経済的、文化的 諸条件に恵まれない 山間地又は離島に所 在する学校又はこれ に準ずる学校等に勤 務する職員に対して 支給	給料及び扶養手当の月額に 対して、4/100～25/100ま での範囲で、学校の区分に応じ た一定率を乗じて得た額			千円 68,846	円 117,887
寒冷地手 当	毎年11月から翌年3 月までの各月の初日 において、所在する 地域の寒冷及び積雪 の度を考慮して人事 委員会規則で定める 事務所等に在籍する 職員に対して支給	扶養親族のある世帯主であ る職員：17,800円/月 扶養親族のない世帯主であ る職員：10,200円/月 その他職員：7,360円/月	同	—	千円 17,542	円 67,211
夜勤手当	正規の勤務時間とし て午後10時から翌日 の午前5時までの間 に勤務した職員に対 して支給	勤務した時間1時間につき、 勤務時間1時間当たりの給 与額に25/100を乗じた額	同	—	千円 950,967	円 202,635
宿日直手 当	宿直勤務又は日直勤 務を命ぜられた職員 に対して支給	4,200円/1回 (職種、勤務内容により増減 あり)	同	—	千円 1,319,246	円 266,622

手当名	内 容	支給単価	国の制 度との 異 同	国の制度 と異なる 内 容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当を受ける 職員が臨時又は緊急 の必要その他の公務 の運営の必要により 週休日等に勤務した ときに支給	4,000円～12,000円/1回	同	—	千円 10,602	円 10,497
	管理職手当を受ける 職員が災害への対処 その他の臨時又は緊急 の必要により週休 日等以外の日の午前 0時から午前5時ま での間であって正規 の勤務時間以外の時 間に勤務したときに 支給	2,000円～6,000円/1回				
定時制 通信教育 手当	高等学校で本務とし て定時制又は通信教 育に従事する教育職 員等に支給	給料月額に10/100を乗じた 額(管理職手当を受ける者に あっては8/100)	/	/	千円 266,511	円 530,898
産業教育 手当	高等学校で農業、水 産又は工業に関する 産業教育に従事する 教育職員に支給	給料月額に10/100を乗じた 額	/	/	千円 268,813	円 495,965
義務教育 等教員特 別手当	小学校・中学校、高 等学校、中等教育学 校、盲学校、聾学校 又は養護学校又は特 別支援学校に勤務す る教育職員に支給	上限額：8,200円/月 職務の級号給に応じた定額	/	/	千円 2,398,720	円 71,115

5 特別職の報酬等の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,219,000円 ( 1,340,000円)
	副 知 事	987,000円 ( 1,050,000円)
報酬	議 長	999,600円 ( 1,080,000円)
	副 議 長	923,500円 ( 985,000円)
	議 員	840,000円 ( 880,000円)
期末手当	知 事	(平成27年度支給割合)
	副 知 事	6月期 1.50月
	副 議 長	12月期 1.65月
		計 3.15月
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.60 38,592,000円 任期ごとに支給できる
		給料月額×在職月数×0.45 22,680,000円 任期ごとに支給できる

- (注) 1 給料は、知事9%、副知事6%を減額している。( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 期末手当は、知事20%、副知事18%を減額している。  
 3 退職手当は、知事・副知事ともに約5%を減額している。  
 4 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

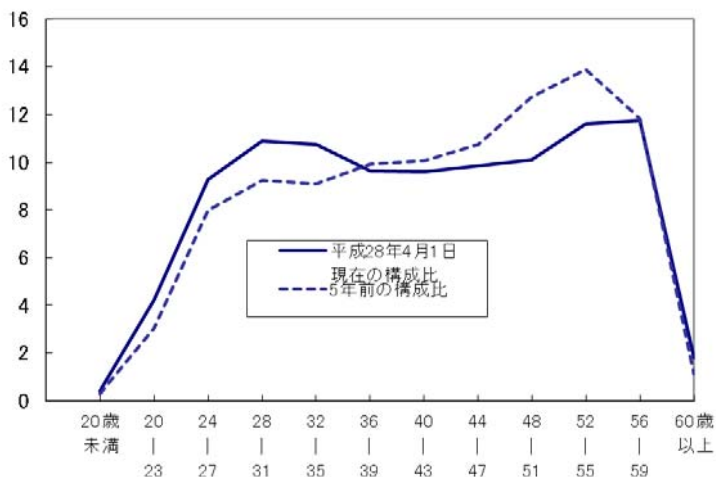
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	議 会	49	47	△ 2	・事務事業の見直し ・業務執行体制の見直し
	総 務	1,282	1,254	△ 28	
	税 務	512	495	△ 17	
	民 生	463	454	△ 9	
	衛 生	873	865	△ 8	
	労 働	185	180	△ 5	
	農林水産	1,125	1,117	△ 8	
	商 工	220	215	△ 5	
	土 木	1,447	1,436	△ 11	
	計	6,156	6,063	△ 93	参考：人口10万人当たり職員数107.9人
	教育部門	36,352	36,245	△ 107	業務執行体制の見直し
	警察部門	12,405	12,437	32	警察官の体制強化
	小 計	54,913	54,745	△ 168	参考：人口10万人当たり職員数973.9人
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	5,836	6,131	295	・病院医療体制の強化 ・看護体制の強化
	水 道	58	57	△ 1	
	下 水 道	29	27	△ 2	
	そ の 他	135	127	△ 8	
	小 計	6,058	6,342	284	
	合 計	60,971 [67,089]	61,807 [66,991]	116 [△ 98]	参考：人口10万人当たり職員数1,086.7人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である(定員管理調査ベース。ただし被災地に派遣する任期付職員(平成27年：64名、平成28年度：59名)を除く。)  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況

(%)



(平成28年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 251	人 2,570	人 5,667	人 6,664	人 6,579	人 5,898	人 5,875	人 6,020	人 6,175	人 7,098	人 7,192	人 1,098	人 61,087

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	6,909	6,642	6,425	6,276	6,156	6,063	△ 846 (△12.2%)
教育	36,784	36,961	36,361	36,379	36,352	36,245	△ 539 (△ 1.5%)
警察	12,260	12,235	12,230	12,249	12,405	12,437	177 ( 1.4%)
消防	0	0	0	0	0	0	0( - )
普通会計計	55,953	55,838	55,016	54,904	54,913	54,745	△1,208 (△ 2.2%)
公営企業等会計計	5,031	5,413	5,572	5,790	6,058	6,342	1,311 ( 26.1%)
総合計	60,984	61,251	60,588	60,694	60,971	61,087	103 ( 0.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。ただし被災地に派遣する任期付職員(平成25年：32名、平成26年：51名、平成27年度：64名、平成28年度：59名)を除く。

(参考) 一般行政部門の職員数の推移

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
職員数	9,413	9,279	9,154	9,033	8,913	8,788	8,633	8,513	8,279	7,947	7,513
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H11比		H19比	
職員数	7,172	6,909	6,642	6,425	6,276	6,156	6,063	△3,350 (△35.6%)		△2,216 (△26.8%)	

## 7 公営企業職員の状況

## (1) 企業庁の状況

## ア 職員給与費の状況

## (7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成26年度の 総費用に占める職員給 与費比率
平成27年度	千円 28,449,058	千円 4,650,493	千円 897,710	% 3.2	% 3.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費395,779千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり の給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成27年度	人 174	千円 746,719	千円 216,167	千円 330,603	千円 1,293,489	千円 7,434

(注) 給与費には、資本勘定支弁職員に係る費用を含む。職員手当は退職手当を除く。

## (4) 特記事項

## 給与の抑制措置

	一般職	特別職（公営企業管理者）
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任給基準の引下げ</li> <li>管理職手当の3%減額措置</li> <li>期末手当独自0.3月分引下げ（単年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額：5%減額</li> <li>期末手当の支給内容を国準拠に改正（4.95月→3.75月）</li> </ul>
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月昇給延伸の実施</li> <li>管理職手当の3%減額措置（継続）</li> <li>期末手当独自0.1月分引下げ（単年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当独自0.15月分引下げ（単年度）</li> </ul>
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月昇給延伸の実施（継続）</li> <li>管理職手当の3%減額措置（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> </ul>
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月昇給延伸の実施（継続）</li> <li>管理職手当の3%減額措置（継続）</li> <li>退職手当の見直し（支給率の見直し）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月昇給延伸の実施（継続）</li> <li>管理職手当の10%減額措置</li> <li>退職時特別昇給の廃止</li> <li>旅費の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額：5%減額</li> </ul>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月昇給延伸の実施（継続）</li> <li>管理職手当の10%減額措置（継続）</li> <li>昇給停止年齢の引下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職手当の10%減額措置（継続）</li> <li>特殊勤務手当の見直し（対象業務の見直し）</li> <li>給料表の見直し（平均4.8%引下げ等）</li> <li>昇給制度の見直し（査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等）</li> <li>地域手当の新設</li> <li>退職手当の見直し（支給率の見直し、調整額の新設）</li> <li>勤勉手当への勤務実績の反映</li> <li>※ 12月昇給延伸については平成17年度で終了。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>

	一般職	特別職（公営企業管理者）												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職手当の10%減額措置（継続）</li> <li>勤勉手当への勤務実績の反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>												
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額 行政職は次のとおり減額（他の職種も行政職との均衡により減額。）。</li> <li>【管理職】 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額</li> <li>【一般職員】 主任専門員級 : 5%減額 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額</li> <li>※ 地域手当の2%引下げ含む。 (地域手当)</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>期末・勤勉手当の減額 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額。 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 10%→5% 15%→7.5%</li> <li>管理職手当の減額 管理職全員 10%減額 → 20%減額</li> <li>初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ</li> <li>昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸。</li> </ul>	区分	見直し前	見直し後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料月額の減額 10%減額</li> <li>地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%)</li> <li>期末手当の減額 26%減額</li> <li>※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</li> </ul>
区分	見直し前	見直し後												
1級地	10%	8%												
2級地	7%	5%												
3級地	5%	3%												
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末・勤勉手当の減額（継続）</li> <li>管理職手当の減額（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>												
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成22年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→5%</li> <li>管理職手当の減額（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>												
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成23年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→4.4～5%</li> <li>管理職手当の減額（継続）</li> <li>旅費の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>												

	一般職	特別職（公営企業管理者）
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続） ただし、平成25年1月～平成26年3月の間に限り、管理職を除く一般職について0.2%緩和。 主任専門員級 : 4.8%減額 係長・主査・主任級 : 4.6%減額 若手職員 : 4.3%減額 ※ 地域手当の2%引下げ含む。</li> <li>・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成24年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5%</li> <li>・管理職手当の減額（継続）</li> <li>・退職手当の見直し（支給率の見直し）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末手当の減額（継続）</li> </ul>
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成25年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→11% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5%</li> <li>・管理職手当の減額（継続）</li> </ul> <p>〔 国の要請に基づき平成25年7月～平成26年3月までの間、国に準拠した水準まで給料の減額を実施。〕</p> <p>【管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次長級 : 9.7%減額</li> <li>課長級 : 9.7%減額</li> <li>副課長級 : 7.7%減額</li> </ul> <p>【一般職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>係長・主査・主任級 : 7.7%減額</li> <li>若手職員 : 4.7%減額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、特別職の給料の額の見直しを実施（H25年4月～）。 給料の減額 : 5%減額</li> <li>・給与抑制措置を継続（特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。） (1) 給料の減額 : 10%減額 (2) 期末手当の減額 : 31%減額</li> </ul>
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続） 管理職を除く一般職について、0.2%の一部緩和を継続。</li> <li>・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成26年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5%</li> <li>・管理職手当の減額（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末手当の減額（継続）</li> <li>・退職手当の減額（継続）</li> </ul>



	一般職	特別職（公営企業管理者）
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（縮小） 管理職は1/5、一般職は1/4縮小</li> <li>【管理職】 <ul style="list-style-type: none"> <li>次長級 : 5.6%減額</li> <li>課長級 : 4.8%減額</li> <li>副課長級 : 3.2%減額</li> </ul> </li> <li>【一般職員】 <ul style="list-style-type: none"> <li>班長・主査・主任級 : 2.1%減額</li> <li>若手職員 : 1.8%減額</li> </ul> </li> <li>期末・勤勉手当の減額（縮小） 役職に応じて、減額措置を2～3%縮小 班長・主査・主任級以下は減額措置終了</li> <li>管理職手当の減額（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（縮小）</li> <li>期末手当の減額（縮小）</li> <li>退職手当の減額（継続）</li> </ul>
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（縮小） 26年度と比較して、管理職は2/5、一般職は2/4縮小</li> <li>【管理職】 <ul style="list-style-type: none"> <li>次長級 : 4.2%減額</li> <li>課長級 : 3.6%減額</li> <li>副課長級 : 2.4%減額</li> </ul> </li> <li>【一般職員】 <ul style="list-style-type: none"> <li>班長・主査・主任級 : 1.4%減額</li> <li>若手職員 : 1.1%減額</li> </ul> </li> <li>期末・勤勉手当の減額（縮小） 26年度と比較して、以下のとおり縮小 <ul style="list-style-type: none"> <li>課長級以上 4%縮小</li> <li>副課長級 3%縮小</li> </ul>                     ※一般職員の減額措置終了</li> <li>管理職手当の減額（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（縮小）</li> <li>期末手当の減額（縮小）</li> <li>退職手当の減額（継続）</li> </ul>

イ 職員の平均年齢、基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県（企業庁）	48.1歳	411,177円	631,905円

（注） 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

（平成28年4月1日現在）

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
1人あたり平均支給額（平成27年度決算） 1,900千円			1人あたり平均支給額（平成27年度決算） 1,891千円		
（平成27年度支給割合）			（平成27年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60 月分	1.60 月分	一般職員	2.60 月分	1.60 月分
特定幹部職員	2.20 月分	2.00 月分	特定幹部職員	2.20 月分	2.00 月分
再任用職員	1.45 月分	0.75 月分	再任用職員	1.45 月分	0.75 月分

兵庫県（企業庁）	兵庫県（一般行政職）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 5～13%） ・管理職加算 10～20%（抑制後 7～12%）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 5～13%） ・管理職加算 10～20%（抑制後 7～12%）

(f) 退職手当

（平成28年4月1日）

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の特例加算 2～20%加算			定年前早期退職の特例加算 2～20%加算		
1人当たり平均支給額 ー 千円 23,728千円			1人当たり平均支給額 2,033千円 23,458千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は平成27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(g) 地域手当

（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）		64,922千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		373,114 円	
支給対象地域	支給率（条例本則）	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 明石市 川西市 東京都特別区	8%	122人	8.5%
姫路市	5%	20人	5.5%
上記以外の市町	3%	32人	3.5%

※ H25.7～H27.3の間、国の要請に基づく給与カットに対する地域手当の暫定措置（+2%）を実施

(a) 特殊勤務手当

（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）	169千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	4,975 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	19.5%
手当の種類（手当数）	5
手当の詳細	P.59参照

## (イ) 超過勤務手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績（平成27年度決算）	50,083千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	382,317 円
支給実績（平成26年度決算）	41,609千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	301,514 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (ロ) その他の手当

(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職と同じ	同	—	29,277千円	238,024円
住 居 手 当				5,521千円	306,694円
通 勤 手 当				39,649千円	233,230円
単身赴任手当				0千円	0円
管理職手当				26,528千円	716,964円
特地勤務手当				0千円	0円
寒冷地手当				0千円	0円
夜 勤 手 当				18千円	2,277円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

## (2) 病院事業の状況

## ア 職員給与費の状況

## (イ) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成26年度の 総費用に占める職員給 与費比率
平成27年度	千円 123,858,249	千円 △9,079,522	千円 56,690,288	% 45.8	% 47.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費48,450千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成27年度	人 6,008	千円 20,453,864	千円 11,237,017	千円 8,499,546	千円 40,190,427	千円 6,689

(注) 1 職員手当は退職手当を除く。  
2 休業中の者を除く。

(i) 特記事項  
給与の抑制措置

	一般職	特別職（病院事業管理者）
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月昇給延伸の実施</li> <li>・管理職手当の3%減額措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額：5%減額</li> </ul>
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月昇給延伸の実施（継続）</li> <li>・管理職手当の3%減額措置（継続）</li> <li>・退職手当の見直し（支給率の見直し）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月昇給延伸の実施（継続）</li> <li>・管理職手当の10%減額措置</li> <li>・退職時特別昇給の廃止</li> <li>・旅費の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末手当の減額：5%減額</li> </ul>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月昇給延伸の実施（継続）</li> <li>・管理職手当の10%減額措置（継続）</li> <li>・昇給停止年齢の引下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末手当の減額（継続）</li> </ul>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当の10%減額措置（継続）</li> <li>・特殊勤務手当の見直し （月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し）</li> <li>・給料表の見直し（平均4.8%引下げ等）</li> <li>・昇給制度の見直し （査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等）</li> <li>・地域手当の新設</li> <li>・退職手当の見直し （支給率の見直し、調整額の新設）</li> <li>・勤勉手当への勤務実績の反映</li> </ul> <p>※ 12月昇給延伸については平成17年度で終了。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末手当の減額（継続）</li> </ul>
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当の10%減額措置（継続）</li> <li>・勤勉手当への勤務実績の反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の減額（継続）</li> <li>・期末手当の減額（継続）</li> </ul>

	一般職	特別職（病院事業管理者）												
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（医師を除く。） 行政職は次のとおり減額（医師を除く他の職種も行政職との均衡により減額。）。</li> <li>【管理職】 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額</li> <li>【一般職員】 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額</li> <li>※ 地域手当の2%引下げ含む。 (地域手当)</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>期末・勤勉手当の減額（医師を除く。） 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額。 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 10%→5% 15%→7.5%</li> <li>管理職手当の減額（医師を除く。） 管理職全員 10%減額 → 20%減額</li> <li>初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ</li> <li>昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸。</li> <li>看護職給料表の見直し</li> </ul>	区分	見直し前	見直し後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料月額減額 10%減額</li> <li>地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%)</li> <li>期末手当の減額 26%減額</li> <li>※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</li> </ul>
区分	見直し前	見直し後												
1級地	10%	8%												
2級地	7%	5%												
3級地	5%	3%												
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続。医師を除く。）</li> <li>期末・勤勉手当の減額（継続。医師を除く。）</li> <li>管理職手当の減額（継続。医師を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料月額減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>												
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成22年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→5%</li> <li>管理職手当の減額（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料月額減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>												
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成23年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→4.4～5%</li> <li>管理職手当の減額（継続）</li> <li>旅費の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>												

	一般職	特別職（病院事業管理者）
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続） ただし、平成25年1月～平成26年3月の間に限り、管理職を除く一般職について0.2%緩和。 係長・主査・主任級：4.6%減額 若手職員：4.3%減額 ※ 地域手当の2%引下げ含む。</li> <li>期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成24年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5%</li> <li>管理職手当の減額（継続）</li> <li>退職手当の見直し（支給率の見直し）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続。医師を除く。）</li> <li>期末・勤勉手当の減額（継続。医師を除く。） ただし、平成25年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→11% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5%</li> <li>管理職手当の減額（継続。医師を除く。）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>国の要請に基づき平成25年7月～平成26年3月までの間、国に準拠した水準まで給料の減額を実施</p> <p><b>【管理職】</b>            部長・局長級：9.7%減額            課長級：9.7%減額            副課長級：7.7%減額</p> <p><b>【一般職員】</b>            係長・主査・主任級：7.7%減額            若手職員：4.7%減額</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、特別職の給料及び退職手当の額の見直しを実施（H25年4月～）。 給料：5%減額 退職手当：25%減額</li> <li>給与抑制措置を継続（特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。） (1) 給料の減額：10%減額 (2) 期末手当の減額：31%減額</li> </ul>
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続。医師を除く。） 管理職を除く一般職について、0.2%の一部緩和を継続。</li> <li>期末・勤勉手当の減額（継続。医師を除く。） ただし、平成26年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算) 20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5%</li> <li>管理職手当の減額（継続。医師を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（継続）</li> <li>期末手当の減額（継続）</li> </ul>

	一般職	特別職（病院事業管理者）
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（縮小。医師を除く。） 管理職は1/5、一般職は1/4縮小</li> <li>【管理職】 部長・局長級 : 5.6%減額 課長級 : 4.8%減額 副課長級 : 3.2%減額</li> <li>【一般職員】 主任専門員級 : 2.3%減額 班長・主査・主任級 : 2.1%減額 若手職員 : 1.8%減額</li> <li>期末・勤勉手当の減額（縮小。医師を除く。） 役職に応じて、減額措置を2~3%縮小 班長・主査・主任級以下は減額措置終了</li> <li>管理職手当の減額（継続。医師を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（縮小） : 9%減額</li> <li>期末手当の減額（縮小） : 26%減額</li> <li>退職手当の減額（継続）</li> <li>※減額率には特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。</li> </ul>
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（縮小。医師を除く。） 26年度と比較して、管理職は2/5、一般職は2/4縮小</li> <li>【管理職】 部長・局長級 : 4.2%減額 課長級 : 3.6%減額 副課長級 : 2.4%減額</li> <li>【一般職員】 班長・主査・主任級 : 1.4%減額 若手職員 : 1.1%減額</li> <li>期末・勤勉手当の減額（縮小。医師を除く。） 26年度と比較して、以下のとおり縮小 課長級以上 4%縮小 副課長級 3%縮小 ※一般職員の減額措置終了</li> <li>管理職手当の減額（継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の減額（縮小） : 8%減額</li> <li>期末手当の減額（縮小） : 21%減額</li> <li>退職手当の減額（継続）</li> <li>※減額率には特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。</li> </ul>

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県（病院事業）			
医 師	44.0歳	582,996円	1,376,971円
看 護 師	35.5歳	297,020円	472,558円
事務職員	39.7歳	337,192円	546,731円

(注) 1 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。  
 2 事務職員には、薬剤師、臨床検査技師及び放射線技師等の行政職給料表適用者を含む。

## ウ 職員の手当の状況

## (7) 期末手当・勤勉手当

(平成28年4月1日現在)

兵庫県（病院事業）			兵庫県（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（平成27年度決算） 1,589千円			1人当たり平均支給額（平成27年度決算） 1,891千円		
（平成27年度支給割合）			（平成27年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60月分	1.60月分	一般職員	2.60月分	1.60月分
特定幹部職員	2.20月分	2.00月分	特定幹部職員	2.20月分	2.00月分
再任用職員	1.45月分	0.75月分	再任用職員	1.45月分	0.75月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 5～13%） ・管理職加算 10～20%（抑制後 7～12%）			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 5～13%） ・管理職加算 10～20%（抑制後 7～12%）		

## (4) 退職手当

(平成28年4月1日現在)

兵庫県（病院事業）			兵庫県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	1,370千円	20,713千円	1人当たり平均支給額	2,033千円	23,458千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。



## (7) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		1,909,560千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)		317,836 円		
支給対象地域		支給率 (条例本則)	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
医師 以外	神戸市 尼崎市 西宮市 (明石市に所在する 事務所等のうち人 事委員会が定める 事務所等)	8.75%	3,101人	15、12、10、6%
	姫路市	5.75%	452人	3%
	加古川市 丹波市 洲本市 たつの市	3.75%	1,351人	3%
医師	全地域	16%	724人	16%

## (8) 特殊勤務手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)	1,568,327千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	386,955 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度)	67.5%
手当の種類 (手当数)	15
手当の詳細	P. 60参照

## (9) 超過勤務手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)	3,533,304千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	805,220 円
支給実績 (平成26年度決算)	3,330,056千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	509,650 円

(注) 1 超過勤務手当には夜勤手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

## (カ) その他の手当

(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職 と同じ	同	-	399,198千円	208,350円
住 居 手 当				475,524千円	300,204円
初任給調整手当				1,720,599千円	2,389,721円
通 勤 手 当				741,736千円	154,015円
単身赴任手当				5,708千円	518,909円
管 理 職 手 当				231,641千円	945,474円
宿 日 直 手 当				420,415千円	392,544円

**Ⅲ 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況**

1 職員の勤務時間・休暇

(1) 職員の勤務時間・休憩時間

原則として月曜日から金曜日まで

(平成28年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時45分	17時30分	12時00分～13時00分

(2) 主な休暇等の導入状況

(平成28年4月1日現在)

条例上の休暇の種類(名称)	概要	取得単位
年次休暇	1暦年につき20日 ※ 年の途中で職員となった者は 20日×発令日から年末までの月数/12月=年次休暇日数	1日、半日又は1時間
病気休暇	①公務傷病：任命権者が療養上必要と認める期間 ②精神障害：最長2年以内（90日超は無給） ③その他の傷病：90日以内	1日を単位として引き続く期間 ただし、人工透析の通院治療及び不妊治療の場合は1日又は1時間単位、妊産婦の保健指導等の場合は1時間単位の取得が可能
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申出を行う場合又は骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間
	ボランティア休暇：1暦年につき5日	1日、又は1時間単位
	結婚の場合：週休日、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間	—
	出産の場合：出産予定日8週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間	—
	生後1年6月に達しない生児を育てる場合：1日2回計90分	—
	配偶者の出産補助休暇：3日	1日、半日又は1時間単位
	子育て支援休暇：中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等を行うため1暦年につき5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)	1日、半日又は1時間単位
	親族の喪の場合：親族に応じ異なる(例：配偶者、父母、子の場合、10日等)	—
夏季休暇：6/1～9/30の間に5日	—	

条例上の休暇の種類(名称)	概 要	取得単位
	男性の育児参加のための特別休暇:職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、勤務しないことが相当であると認められる場合に5日	1日、半日又は1時間単位
	短期介護休暇:負傷、疾病、老齢により2週間にわたり日常生活を営むのに支障のある要介護者(配偶者、父母、子、同居している祖父母等)を職員が介護する必要がある場合に、1暦年につき5日(要介護者が2人以上の場合は10日)	1日、半日又は1時間単位
子育てのための部分休暇	小学校1年生の子を対象とし、いわゆる学童保育施設に迎えに行く場合(無給)	1時間を超えない範囲で30分単位
介護休暇	負傷、疾病、老齢により、2週間にわたり日常生活を営むのに支障のある要介護者(配偶者、父母、子、同居している祖父母等)を職員が介護する必要がある場合に6月の期間内(無給)	1日又は1時間とし、1時間を単位とする場合は1日を通じ、始業時刻又は就業時刻の連続した4時間の範囲内

## (3) 育児休業等について

## ア 制度の概要

(平成27年4月1日現在)

休業の種類(名称)	概 要	取得単位
育児休業	養育する子が3歳に達する日まで取得が可能	1日単位
育児短時間勤務	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間、短時間勤務をすることが可能 【勤務パターン】 ①3時間55分/日(週19時間35分) ②4時間55分/日(週24時間35分) ③週3日(週23時間15分) ④週2日半(週19時間25分)	—
部分休業	養育する子が小学校就学の始期に達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得が可能	30分単位

## イ 育児休業の取得者数等（平成27年度）

## (7) 知事部局等

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成27年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）			
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数	
男性職員	1	0	0	102	1	0	0
	3	1	2				
女性職員	45	16	56	43	40	0	1
	85	8	63				
計	46	16	56	145	41	0	1
	88	9	65				

(注) 「育児休業取得者数」、「育児短時間勤務者数」、「部分休業取得者数」の欄の上段は、平成27年度に新たに育児休業（育児短時間勤務又は部分休業）を取得した職員数、下段は、育児休業（育児短時間勤務又は部分休業）の期間が平成26年度以前から平成27年度にかけて引き続けている職員数（以下同じ。）。

## (4) 教育委員会

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成27年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）			
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数	
男性職員	17	0	3	796	7	0	1
	1	1	3				
女性職員	865	20	34	886	865	8	14
	1,144	12	4				
計	882	20	37	1,682	872	8	15
	1,145	13	7				

## (7) 警察本部

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成27年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）			
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数	
男性職員	0	1	0	737	0	0	0
	1	0	0				
女性職員	80	4	38	66	65	0	0
	147	3	38				
計	80	5	38	803	65	0	0
	148	3	38				

## IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

## 1 分限処分者数（平成27年度）

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局	1	1	73	0	75
教育委員会	0	0	366	0	366
警察本部	0	0	60	0	60
その他	0	0	96	0	96
計	1	1	595	0	597

## 2 懲戒処分者数（平成27年度）

（単位：人）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局	0	2	0	1	3
教育委員会	9	10	11	6	36
警察本部	10	8	3	1	22
その他	0	0	1	0	1
計	19	20	15	8	62

## V 職員の服務の状況

### 1 服務規律の遵守に関する取組（平成27年度）

#### (1) 知事部局等

知事部局等では、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚に立って、服務規律を遵守し、清潔で公正な県政を展開する必要があることから、6月と11月に副知事通知「県民の信頼確保と厳正な規律の保持について」を発出し、各部局や各所属においての取組を進めました。

<主な内容>

- ・ 県民の信頼確保と厳正な規律の保持
- ・ 執務姿勢
- ・ 事務改善と情報管理

#### (2) 教育委員会

教育委員会では、県民の教育に対する期待の大きさを十分認識し、一人の職員の非行が教育行政全体の信用・信頼を損ねるということを認識し、県民の信頼確保に努める必要があることから、教育長名の通知を発出し、職員に対し、綱紀粛正の徹底を図りました。

<主な内容>

- ・ 日常の服務規律の確保について
- ・ 執務姿勢の確立について
- ・ 県民の信頼確保と厳正な規律の保持について

#### (3) 警察本部

警察本部では、県民の安全を守る力強い警察を確立するため、厳正な規律を保持する必要があることから、本部長名の通達を発出し、職員に対し、規律の保持等と各種事故防止について徹底を図り、また、警察署等に対する監察を定期・随時に実施しました。

<主な内容>

- ・ 異動期における規律の保持等について
- ・ 年末年始における規律の保持について

**Ⅶ 職員の退職管理の状況**

平成20年2月に「兵庫県退職者人材センター」を設置し、退職者の再就職に係る透明性や公正性を高めるとともに、退職者の再就職支援を行うこととした。また、地方公務員法の改正にともない、平成28年4月に「職員の退職管理に関する条例」を制定し、各任命権者に退職者人材センターを設置するなど、退職管理の一層の適正化を図った。

## 1 再就職の状況（平成28年6月30日現在）

## (1) 知事部局等

平成27年7月から平成28年6月末までの退職者で、退職時に本庁課室長級以上であった者(104名)(H26.7～H27.6退職者で、再就職先に変更があった者を含む(2名))。

本庁課室長級以上の退職者数		104名
内	民間企業	14
	関係団体等	26
訳	外郭団体等	40
	公務内への再就職者（再任用・非常勤嘱託員等）	18
	在家庭	6

## (2) 病院局

平成28年3月末から平成28年6月末までの退職者で、退職時に本庁課室長級以上であった者(8名)

本庁課室長級以上の退職者数		8名
内	民間企業	3
	関係団体等	1
訳	公務内への再就職者（再任用・非常勤嘱託員等）	3
	在家庭	1

## (3) 教育委員会

平成28年3月から平成28年6月末までの退職者で、退職時に本庁課室長級以上であった者(48名)

本庁課室長級以上の退職者数		48名
内	民間企業	1
	関係団体等	27
	外郭団体等	7
訳	公務内への再就職者（再任用・非常勤嘱託員等）	11
	在家庭	2

## (4) 警察本部

退職後2年間において営利企業等に再就職した所属長・管理官級職員であった者で、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの間に再就職した者(18名)

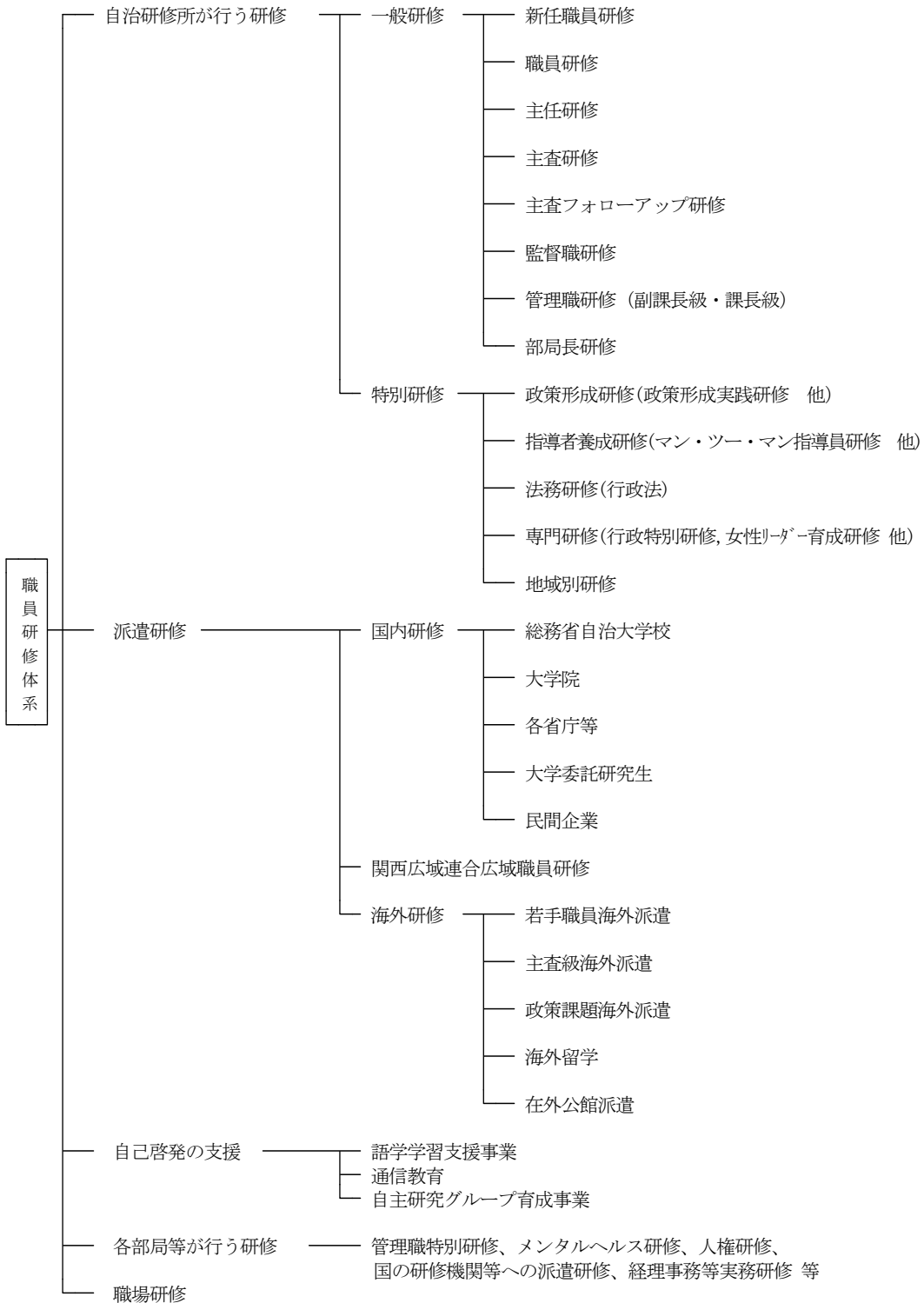
所属長・管理官級職員であった再就職者		18名
内訳	民間企業	13
	その他法人等	5



VI 職員の研修の状況

1 知事部局

(1) 研修体系（平成27年度）



(2) 研修内容 (平成27年度)

【一般研修】

研修名	対象者	目 的	1 期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
新任職員研修	前期	H26. 4. 2～H27. 4. 1の間に行政職又は研究職として採用された職員	56 55 44 94	4	249	11 11 8 6	4月
	東日本大震災被災地へのボランティア派遣	H26. 4. 2～H27. 4. 1の間に行政職又は研究職として知事部局に採用された職員	105	1	105	4	6月
	後期	H26. 4. 2～H27. 4. 1の間に行政職又は研究職として採用された職員	54 56 43 91	4	244	5 5 2 1	11月
職員研修	H27. 4. 1において、上級採用4年目、中級採用6年目、初級採用8年目の職員。ただし、経験者採用職員等を除く。	県政の動向や行政課題を認識し、県職員としての自覚を深めるとともに、主体的かつ効率的な職務遂行能力の養成	56 61	2	117	3	12～1月
主任研修	・H26. 4. 2～H27. 4. 1の間に主任に昇任した職員 ・H26. 4. 2～H27. 4. 1の間に、研究職2級45号以上に昇給した職員	中堅職員としての自覚と役割認識のもとに、主体的に判断し行動する意欲や業務遂行・対人関係能力の養成	32 25 17 23 28	5	125	3	10～12月
主査研修	・H26. 4. 1～H27. 3. 31の間に主査に昇任した職員で、監督職でない者 ・H26. 4. 1～H27. 3. 31の間に研究職3級21号以上に昇格した職員で、管理監督職でない者 ※ 行政特別研修修了者及び自治大専攻第1部課程派遣者を除く。	主査として求められる役割認識や資質の涵養、現場で柔軟に対応するために必要とされる能力の養成	49 43 43	3	135	3	9～10月
主査フォローアップ研修	H13. 4. 1～H14. 3. 31の間に主査に昇任した職員	ベテラン職員としての役割認識の深化と自律的な能力開発の促進	34 46	2	80	1	12月
監督職研修	H26. 4. 2～H27. 4. 1の間に監督職に昇任した職員	人材育成・マネジメント能力を身につけ、監督職員としての役割の認識と職務遂行能力の養成	37 46 42 39 31	5	195	3	6～7月
管理職(副課長級)研修	H26. 4. 2～H27. 4. 1の間に副課長等に昇任した職員	時代潮流を的確に把握するとともに、所属長を補佐する管理職としての役割を認識し、管理能力の養成	47 47 42	3	136	2	6月

研修名	対象者	目 的	1 期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
管理職 (課長級) 研修	H26. 4. 2～H27. 4. 1の間に本 庁の課長又は地方機関の所 長等に昇任した職員	時代潮流の認識のもと、幅広い 視野と先見性を涵養し、所属の 長として、戦略的な行政運営を 行うために必要な能力の養成	50 35	2	85	2	5月
部局長研修	部局長	部局長としての高度な行政的 見識の養成	—	—	—	—	管理 職特 別研 修と して 実施

## 【特別研修】

研修名	対象者	目 的	1 期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
政策形成研修	政策づくりの 基本研修	入庁3年以上の職員	9	1	9	3	2月
	政策形成 実践研修	概ね入庁後5年以上の 職務経験のある若手・ 中堅職員	9	1	9	5	8～9 月
指導者養成研修	マン・ツ ー・マン指 導員研修	各所属において、平成 27年度新規採用職員の マン・ツ－・マン指導 員として指定された職 員	57 58 66	3	181	1	5月
	公務員倫 理特別研 修	① 各部署の人事管 理・職場運営管理を担 う副課長等 ② 各所属において公 務員倫理の指導的立場 を担う副課長等 ③ ①②に準ずる者とし て部局長が推薦する管 理・監督職	53	1	53	2	5月
	O J T 促 進リーダ ー(接遇研 修リーダ ー) 研修	各所属において職場研 修・接遇研修リーダー に指定された職員(副 課長、副所長又はこれ に相当する職にある 者)	52 35	2	87	1	5～6 月
法務研修	行政法 (基礎・争 訟) 研修	(基礎) 行政訴訟に関 する基礎的知識を習得 する必要がある者	17	1	23	2	8～9 月
		(争訟) 行政争訟に関 する実践的能力を習得 する必要がある者	6				

研修名	対象者	目 的	1 期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
行政特別 研修	主査又は地方機関の課 長補佐の職にある者 で、選考試験に合格し た職員	県政遂行に必要な政策企画 能力等と幅広い見識の習得	21	1	21	20	7～8 月
人と仕事 のマネジ メント力 向上研修	①受講を希望する管理 職 ②人材育成等に係るマ ネジメントスキルの習 得が特に必要であると 認められる者	部下の意欲と能力を向上さ せるための実践的マネジメ ントスキルを習得	6	1	6	2	7月
女性リー ダー育成 研修	管理・監督職の女性職 員で、幹部登用への意 欲・能力向上を図る必 要がある者	幹部登用に向けた意欲の向 上と、政策立案、マネジメ ント等のスキルの習得	36	1	36	2	8～ 11月
民間経営 に学ぶ管 理職セミ ナー	管理職	民間企業から、管理職に求め られるマネジメント・部下育 成等のノウハウを習得	7	1	7	4	8～ 11月
クレーム 対応力向 上研修	①受講を希望する管 理・監督職 ② ①以外で、クレーム 対応力の向上を図る必 要のある者	近年、増加傾向にある過大要 求、不当要求などの悪質なク レームに対する実践的な対 応策の習得	40 34	2	74	1	8月
地域の元 気人材フ ォーラム	監督職、主査、主任及 び同等の職にある職員	先駆的な取組を行っている 他県自治体職員による講演 や討議を通じた、発想力や課 題解決力の向上	30	1	30	1	9月
協働ワー クショッ プ研修	若手・中堅職員	行政とNPO等の職員によるワ ークショップ形式の研修に より、協働による課題解決力 の向上	4	1	4	2	11月
研修企画 担当者研 修	職員研修の企画・運営 を担当する職にある者	職員研修を企画、実施するた めに必要な基礎知識や研修 手法の習得	11	1	11	1	5月
新任職員 研修(しご と支援プ ログラム 採用)	H27.4.1以降に就労支 援のため県職員に臨時 採用された職員(しご と支援プログラム)	県職員として必要な基礎的 知識及び態度を習得すると ともに、正規就職につなげる ためのキャリアアップを目 指す	42	1	42	1	4月
			41	1	41	1	10月
被災地支 援に係る 兵庫県任 期付職員 研修	H27.4.1及びH27.4.2に 被災地支援に係る任期 付職員に採用された職 員	兵庫県職員として被災支援 を行う心構えや派遣先市町 における業務に対する知識 の習得	23	1	23	2	4月

専門  
研修

研修名	対象者	目的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
特別支援 プログラム研修	企画県民部長が認定し た職員	職務遂行能力の向上や公務 員としての自覚を促すなど の支援	—	—	—	—	対象 者なし
職場サポ ートの実 施	実務能力の向上を図る 必要がある職員の在職 する所属	実務能力の向上に向けた支 援	3	1	3	6ヶ 月	9～2 月
地域別研修	地方機関職員	広い視野で現場の課題に柔 軟に対応できる職務遂行能 力の向上	のべ 32回	685	—	県民 局単 位等 で実 施	

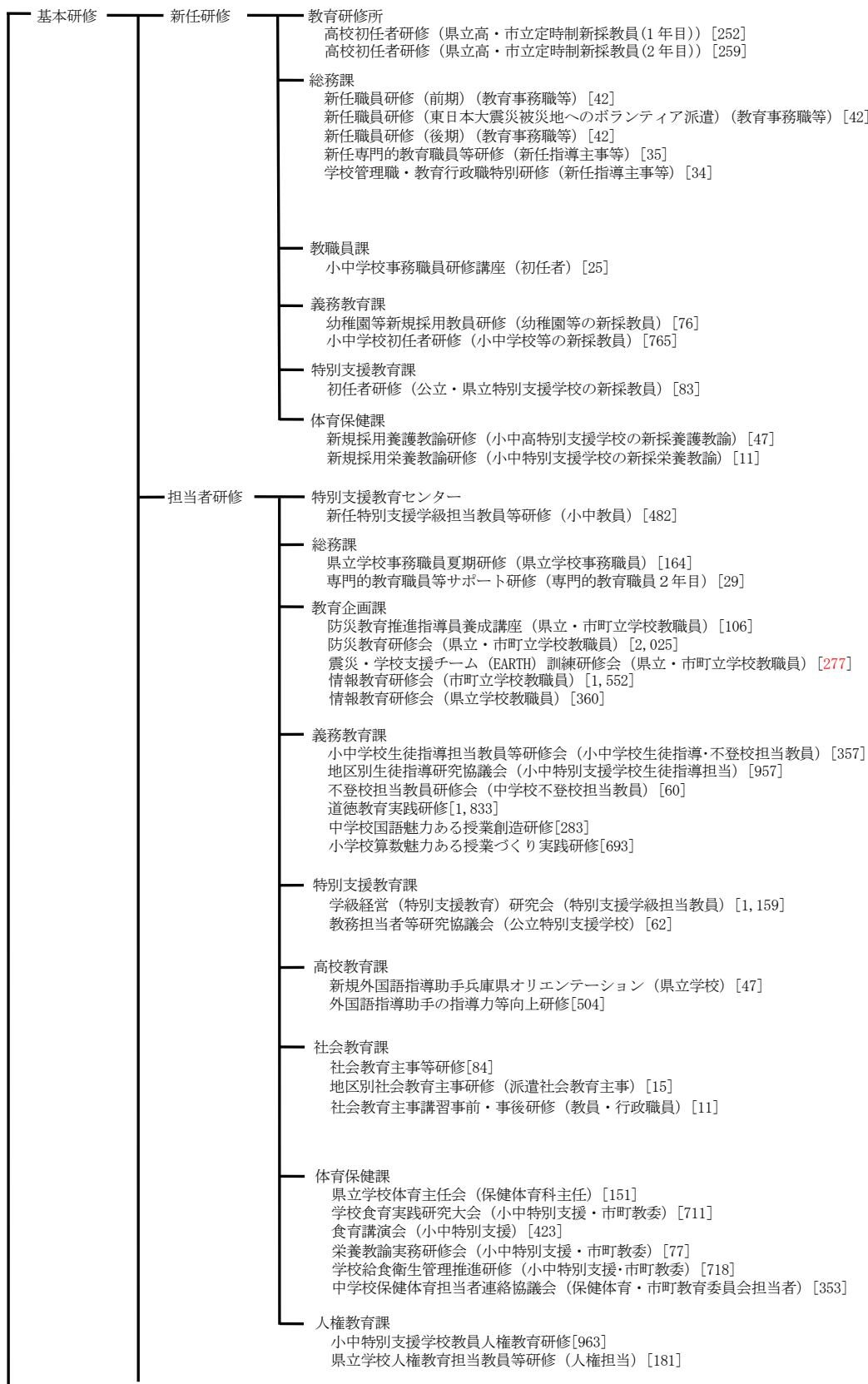
## 【自己啓発の支援】

研修名	対象者	目的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
語学学習 支援事業	県職員（臨時的任用職員、県 政推進事務員等を含む。）	語学能力の向上と外国文化等 に対する理解の促進	11	—	11	1年 間随 時	4～ 3月
通信教育 講座	県職員（臨時的任用職員、県 政推進事務員等を含む。）	職員の主体的な自己啓発を促 進するため、通信教育講座の受 講を支援	16	285 コース	16	1年 間随 時	4～9 月 10～3 月
自主研究 グループ 育成事業	各種行政課題について自主 的な研修をグループで行お うとする職員	自主的に研究を行うグループ の活動を奨励することにより、 自己啓発意欲と県職員として 必要な知識・能力等の向上	—	—	—	9か 月	6～2 月

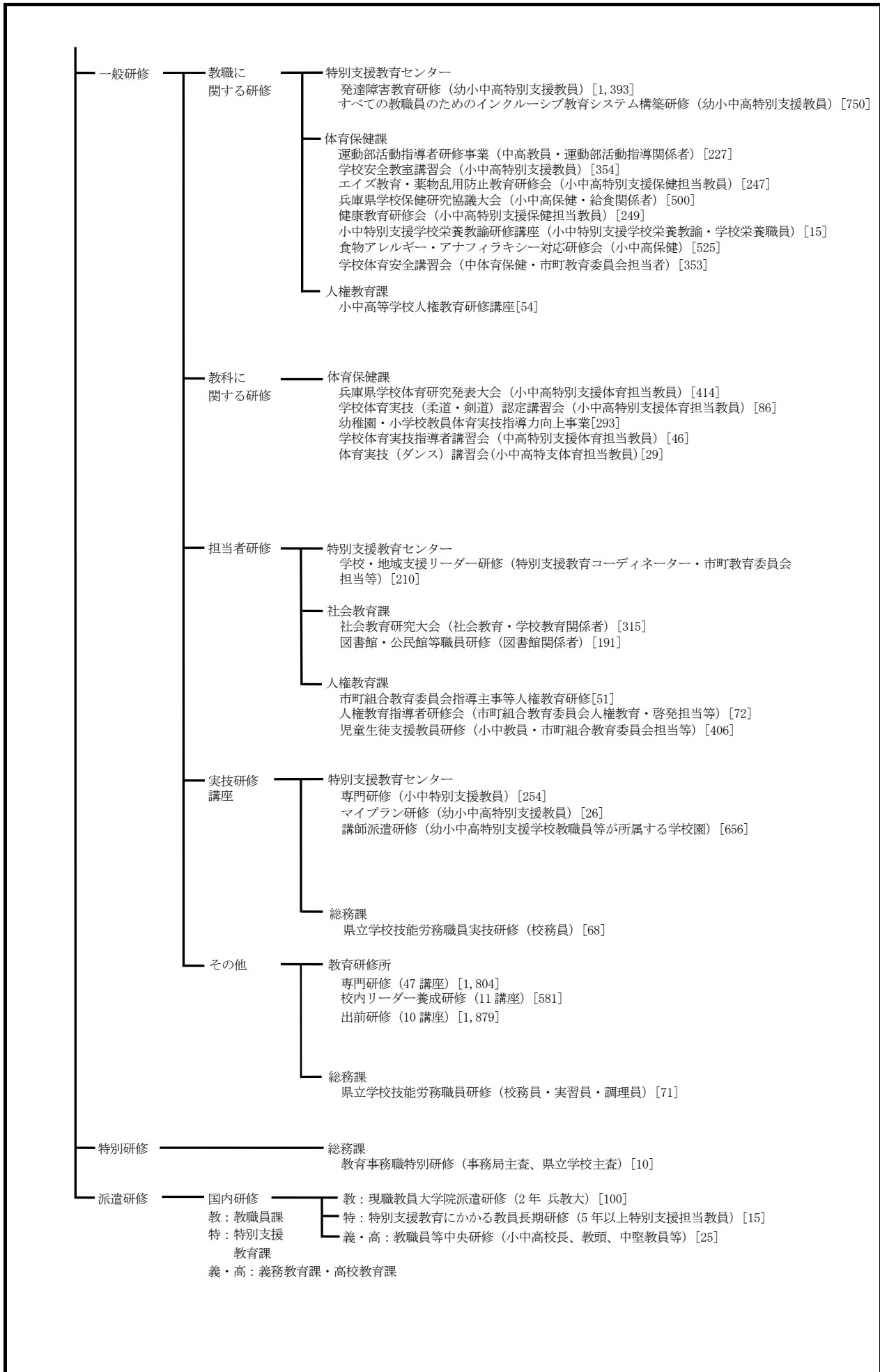
2 教育委員会

(1) 研修体系 (平成27度)

[H27 受講者人数]



<p>—— 経年研修</p>	<p>—— 教育研修所</p> <p>5 年次相当高等学校教員研修 (5 年次県立高・市立定時制教員) [812]</p> <p>10 年経験者研修 (経験 10 年県立高・市立定時制教員) [100]</p> <p>15 年次相当高等学校教員研修 (15 年次県立高・市立定時制教員) [360]</p> <p>行政職員研修 (県立学校行政職員) [13]</p> <p>主任研修 (県立学校行政職員) [6]</p> <p>主査研修 (県立学校行政職員) [15]</p> <p>主査 II 研修 (県立学校行政職員) [8]</p> <p>—— 教職員課</p> <p>小中学校事務職員研修講座 I (行政職 2 級) [33]</p> <p>小中学校事務職員研修講座 II (行政職 3・4 級) [22]</p> <p>小中学校事務職員研修講座 III (行政職 5 級) [22]</p> <p>小中学校事務職員研修講座 IV (行政職 6・7 級) [42]</p> <p>—— 義務教育課</p> <p>小・中・特別支援学校教職経験者研修 (5 年次小中特別支援教員) [1078]</p> <p>10 年経験者研修 (経験 10 年小中特別支援教員) [449]</p> <p>教職経験者 (中堅職員) 研修 (15 年次小中特別支援教員) [530]</p> <p>10 年経験者研修 (経験 10 年幼稚園等教員) [24]</p> <p>—— 特別支援教育課</p> <p>5 年次特別支援学校教員研修 (5 年次県立特別支援教員) [68]</p> <p>10 年経験者研修 (経験 10 年県立特別支援教員) [18]</p> <p>15 年次特別支援学校教員研修 (15 年次県立特別支援教員) [17]</p> <p>—— 体育保健課</p> <p>5、15 年次養護教諭経験者研修 [48]</p> <p>2 年次養護教諭経験者研修 [24]</p> <p>10 年経験者研修 (経験 10 年養護教諭) [21]</p> <p>5、15 年次栄養教諭経験者研修 [6]</p> <p>2 年次栄養教諭経験者研修 [12]</p> <p>栄養教諭 10 年経験者研修 [13]</p>
<p>—— 部科長研修</p>	<p>—— 義務教育課</p> <p>地区別幼児教育研修会 (園長、教諭等) [871]</p> <p>—— 高校教育課</p> <p>職業学科・総合学科部科長等研究協議会 (職業関係部科長・総合学科推進部長等) [61]</p> <p>県立高等学校教務部長会 (含市立高) [160]</p> <p>県立学校生徒指導部長会 (県立学校・含市立高) [189]</p>
<p>—— 主幹教諭 研修</p>	<p>—— 教職員課</p> <p>主幹教諭研修 (県立学校主幹教諭) [63]</p> <p>主幹教諭研修 (市町立学校主幹教諭) [284]</p>
<p>—— 管理職研修</p>	<p>—— 教育研修所</p> <p>学校経営研修講座 (新任校長) [203]</p> <p>県立学校学校経営研修講座 (新任校長) [43]</p> <p>—— 総務課</p> <p>県立学校事務長研修 (県立学校事務長) [159]</p> <p>—— 教職員課</p> <p>県立学校管理職候補者名簿登載者研修 [145]</p> <p>学校管理職・教育行政職特別研修 (新任教頭等) [250]</p> <p>—— 義務教育課</p> <p>地区別学校経営研究協議会 (小中特別支援校長・教頭) [1, 728]</p> <p>—— 高校教育課</p> <p>県立学校管理職研修 (校長・教頭) [396]</p> <p>—— 人権教育課</p> <p>小中特別支援学校管理職人権教育研修 (教頭) [868]</p> <p>県立学校管理職人権教育研修 (校長・教頭) [375]</p>



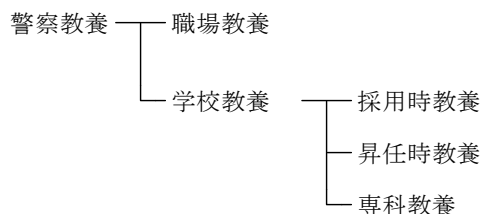


(2) 研修内容（平成27年度）

区 分	研修の概要	受講者人数
基本研修	全員若しくは該当者全員が参加する研修	25,853人
新任研修	新任教職員等を対象とした研修	1,713人
担当者研修	担当者を対象とした研修	14,637人
経年研修	経験年数等による研修	3,741人
部科長研修	各学校の部長（主任）、学科長を対象とした研修	1,281人
主幹教諭研修	主幹教諭を対象とした研修	347人
管理職研修	管理職を対象とした研修	4,130人
一般研修	希望者の応募による研修	12,119人
特別研修	主査の職にある者で、選考試験に合格した者を対象とした研修	10人
派遣研修	国内外の大学等への派遣を伴う研修	140人

3 警察本部

(1) 教養の体系（平成27年度）



(2) 教養内容（平成27年度）

研修名		対象者	目的	実施人数	実施回数	期間	
採用時教養	初任科	新たに採用した警察職員	高い倫理観の醸成と初動対応力及び現場適応力の基礎を養成	短期課程	294	2	6 箇月間
				長期課程	200	2	10 箇月間
	初任補修科			短期課程	288	2	2 箇月間
				長期課程	177	2	3 箇月間
一般職員初任科				25	1	4 週間	
昇任時教養	警部補任用科	各級幹部	各級幹部として必要な知識・技能の修得	50	1	2 週間	
	巡查部長任用科			35	1	2 週間	
専科教養	部門別任用科	各種専門職種別の対象者	社会情勢や犯罪情勢の変化に対応した専門的な実務教養	4 課程	266	11	2～4 週間
	総警務部			7 課程	347	12	5～10 日間
	刑事部			9 課程	182	10	5～18 日間
	生活安全部			6 課程	93	7	5～12 日間
	地域部			6 課程	192	10	5～15 日間
	交通部			6 課程	108	7	5～33 日間
	警備部			3 課程	54	3	5 日間

**IX 職員の福祉及び利益の保護の状況**

(平成28年 4 月 1 日現在)

<p>労働安全衛生体制</p> <p>職員の健康障害の防止、健康の保持増進を図るため、「労働安全衛生法」に基づき、職場の安全・衛生に関する事項を調査審議する安全衛生委員会の設置や職場環境の改善を行う産業医、衛生管理者等の選任を行っています。</p> <p>(法令等に基づき選任している主な職)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括安全衛生管理者（安全衛生管理者の指揮、業務統括）</li> <li>・ 安全衛生管理者（衛生管理者の指揮等）</li> <li>・ 産業医（職員の健康管理、健康診断の実施、衛生教育の実施等）</li> <li>・ 安全管理者（職員数50人以上の所属の安全に関する業務の管理）</li> <li>・ 衛生管理者（職員数50人以上の所属の衛生に関する業務の管理）</li> <li>・ 安全衛生推進者、衛生推進者（職員数10人以上50人未満の所属の安全や衛生に関する業務の管理）</li> </ul>																
<p>健康診断、健康教育・面接指導</p> <p>職員が健康で公務に専念できるよう、「労働安全衛生法」に基づく定期健康診断や特定の業務に従事する職員を対象とした特殊業務従事者健康診断及びがん検診等を行っています。</p> <p>また、定期健康診断受診後のフォローや生活習慣病の予防、改善のための健康教育・保健指導等の実施、長時間の時間外勤務を行った職員に対する面接指導などを行っています。</p> <p>(主な健診項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期健康診断（問診、身体計測、視力、聴力、胸部X線間接撮影、血圧、尿、心電図、血液）、胃検診等のがん検診、特殊業務従事者健康診断、VDT作業従事者健康診断</li> </ul> <p>(主な健康教育・保健指導・面接指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導、健康診断の事後相談、長時間の時間外勤務を行った職員に対する産業医の指導</li> </ul>																
<p>職員相談事業</p> <p>職員、退職者、家族の精神的、経済的な不安・悩み・心配ごとの相談に応え、解消することによって、明るい職場づくりを目的として、本庁・警察本部や地方機関・警察署に職員相談員を配置しています。</p> <p>(相談内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般相談                    職場や日常生活等の一般的な悩み相談</li> <li>・ 専門相談                   弁護士や税理士による（法律・税務）専門相談</li> <li>・ 交通事故相談              公務中や私用中の交通事故に関する相談</li> </ul>																
<p>体育文化事業</p> <p>職員の体力向上と元気回復のため、職員会館・職員福利センターのトレーニング室の設置、文化教養やボランティアへの参加意識を高めるため、職員時報の発行や職員ふれあいセンターの運営を行っています。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育事業                    職員会館・職員福利センターのトレーニング室の設置</li> <li>・ 文化事業                    職員時報の発行</li> <li>・ ボランティア活動推進      職員ふれあいセンターの運営</li> </ul>																
<p>職員公舎</p> <p>職員の生活の安定及び大規模災害や重大な事件事故に対応するため、職員公舎及び待機宿舎等の設置、管理を行っています。</p> <p>(設置戸数)</p> <table border="0"> <tr> <td>【知事部局】</td> <td>984戸</td> <td>(内訳)</td> <td>世帯用： 412戸、</td> <td>単身用： 572戸)</td> </tr> <tr> <td>【教育委員会】</td> <td>596戸</td> <td>(内訳)</td> <td>世帯用： 527戸、</td> <td>単身用： 69戸)</td> </tr> <tr> <td>【警察本部】</td> <td>1,948戸</td> <td>(内訳)</td> <td>世帯用： 1,166戸、</td> <td>独身寮： 782戸)</td> </tr> </table>		【知事部局】	984戸	(内訳)	世帯用： 412戸、	単身用： 572戸)	【教育委員会】	596戸	(内訳)	世帯用： 527戸、	単身用： 69戸)	【警察本部】	1,948戸	(内訳)	世帯用： 1,166戸、	独身寮： 782戸)
【知事部局】	984戸	(内訳)	世帯用： 412戸、	単身用： 572戸)												
【教育委員会】	596戸	(内訳)	世帯用： 527戸、	単身用： 69戸)												
【警察本部】	1,948戸	(内訳)	世帯用： 1,166戸、	独身寮： 782戸)												

## メンタルヘルス対策事業

職員自らのストレスへの気づきを支援するストレスチェックの実施、専門職員の職場訪問による予防、心身の不調を感じた場合に気軽に相談することができる専門医等による相談窓口の設置、療養者が円滑に職場復帰するための支援を行っています。

また、こころの健康管理に対する研修などを行っています。

## 【知事部局】

- ・ ストレスチェック  
労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施
- ・ 予防  
専門職員（保健師）による相談
- ・ 相談体制  
健康なやみ相談、精神科医による相談
- ・ 職場復帰支援  
ならし出勤制度
- ・ 研修  
管理監督職（所属長、副課長・副所長、班長・主幹・地方機関課長等）対象のメンタルヘルス研修

## 【教育委員会】

- ・ ストレスチェック  
労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施
- ・ 予防  
校長OB、臨床心理士による職場訪問相談（管理職との面談等）
- ・ 相談体制  
臨床心理士による相談
- ・ 職場復帰支援  
リワーク支援プログラム、教員フォローアッププログラム、プレリワークプログラム、プレ出勤制度
- ・ 研修  
初任者研修におけるメンタルヘルス研修

## 【警察本部】

- ・ 相談体制  
カウンセラーによる相談（心の相談室）、健康管理センター医師、保健師による相談、職員相談室、専門相談員による相談
- ・ ストレスチェック  
労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施
- ・ 研修等  
幹部職員を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催、教養資料の配付
- ・ 職場復帰支援  
ならし出勤制度  
予後観察期間を設け、指導区分に基づいた業務付与

## 子育て支援の状況

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、取組を進めています。

(主な取組)

## 【知事部局】

- ・特定事業主行動計画の策定 (H27)
  - 「県職員子育てサポートプラン」(計画期間：第1次…H17～21年度、第2次…H22～26年度)
  - 「第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」(計画期間：H27～29年度)
- ・職員の子育て支援に関する条例の制定 (H21)
- 「子育て支援に関する手引き」の作成・改訂 (H18作成、H20・H22・H28改訂)
  - ・子育て職員の支援
    - 育児休業等の取得に係る事務引継の実施 (H19～)
    - 両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)
      - 育児短時間勤務制度の新設 (H20～)
      - 再度の育児休業の対象の拡大 (H21～)
      - 育児休業等の取得要件の拡大 (H22～)
      - 在宅勤務制度の新設 (H27～)
      - フレックスタイム制の新設 (H28～)
    - 「男性職員の子育て参加ガイド」の作成 (H21作成、H22・H28改訂)
    - 子育てサポートミーティングの実施 (H28～)
  - ・子育てしやすい職場環境づくり
    - 管理監督職向けの研修の実施 (H18～)
    - 毎月第3水曜日を「家族の日」運動推進のための「全庁ノー残業デー」に設定 (H20～)

## 【教育委員会】

- ・特定事業主行動計画「～子育て支援ひょうごプラン～次世代育成支援のための特定事業主行動計画」の策定 (H17)
- ・職員の子育て支援に関する条例の制定 (H21)
- ・子育て支援に関する制度等の周知
- ・子育て職員の支援
  - 育児休業等の取得に係る事務引継の実施 (H19～)
  - 両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)
    - 育児短時間勤務制度の新設 (H20～)
    - 再度の育児休業の対象の拡大、育児休業等の取得要件の拡大 (H22～)
    - 在宅勤務制度の新設 (H27～)
    - フレックスタイム制度の新設 (H28～)
  - 「育児参加を考える男性の皆さんへ」の作成 (H20作成、以後毎年改訂)
- ・子育てしやすい職場環境づくり
  - 毎月第3水曜日を「家族の日」運動推進のための「全庁ノー残業デー」に設定 (H20～)

## 【警察本部】

- ・特定事業主行動計画「兵庫県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」の策定 (H28)
- ・子育て支援に関する制度等の周知
  - 「育児休業取得者支援プログラム」「妊娠・出産・育児に関して取得できる休暇等の一覧」等の作成・配信 (H17作成、以後順次改正)
- ・子育て職員の支援
  - 両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)
    - 育児短時間勤務制度の新設 (H20～)
    - 「のじぎく休暇実施要領について」の改正による年次休暇の取得奨励 (H20～)
    - 「育児休業者の職場復帰支援セミナー」(H24～)
- ・子育てしやすい職場環境づくり
  - 週のうち1日を定時退庁日に設定 (H17～)

【 参 考 】

1 行財政構造改革推進方策における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標					
始期	終期						
平成 20 年度	平成 30 年度	<p>・事務事業や組織の徹底した見直し等により、次の部門において、平成20～30年度の間約30%の定員削減を行う。</p> <p>【平成20～30年度におおむね3割の定員削減を行う部門】</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般行政部門</td> </tr> <tr> <td>教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員）</td> </tr> <tr> <td>警察部門（事務職員）</td> </tr> <tr> <td>公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 教育部門（教育委員会の法定教職員）、警察部門（警察官）、公営企業部門（病院局の医療職員）は法令等の配置基準に基づき適正配置</p>	区 分	一般行政部門	教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員）	警察部門（事務職員）	公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）
区 分							
一般行政部門							
教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員）							
警察部門（事務職員）							
公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）							

2 民間の類似職種の給与（平成27年4月1日現在）

	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円)	本県類似職種との 平均給与月額比	年収ベース (円)	本県類似職種との 年収ベース比
守 衛	55.0	281,700	1.47	3,988,300	1.65
用 務 員	54.6	200,300	2.01	2,774,400	2.32
自家用自動車運転手	56.8	244,200	1.74	3,223,700	2.11

※ 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（期間を定めて日々雇用されている者等を含む。）を使用している（平成24～26年の3箇年平均）。

※ 本県類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースのデータは平均給与月額を12倍したものに、民間においては前年に支給された年間賞与の額、本県類似職種においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

3 特殊勤務手当について

【知事部局】

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
税務事務 手当	県税事務所に勤務 する職員	下記の業務のうち知事が指定するもの (1) 納税義務者等との間で行う県税の賦課に関する指導、相談、徴収に関する折衝 (2) 納税義務者等に対する県税の賦課、徴収に関する調査 (3) 県税の滞納処分に係る事務等	日額 600円 (特に困難な業務については日額800円)
航空手当	当該業務に従事す る職員	航空機に搭乗して行う災害予防、災害応急対策又は救急の業務に従事したとき。	1時間 1,900円 (飛行中の航空機から降下して行う業務は1日870円加算)





手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
衛生検査 作業手当	健康福祉事務所、保健所、健康科学研究センターの衛生検査室に勤務する職員	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症の病原体又は結核菌の検菌又は培養の作業 ・人体から採取した検体の検査	日額 900円
解剖等作 業手当	知事が指定する医師	人の死体の検案、解剖若しくは処理作業に従事したとき又は人の死体の解剖補助作業に従事したとき。	日額 1,600円
解剖等作 業手当の特 例	東日本大震災に対処した知事が指定する医師	1日10人以上の死体の検案、解剖若しくは処理作業、又は解剖補助作業に従事したとき。	日額 3,200円
麻薬取締 員手当	麻薬及び向精神薬取締法の規定による麻薬取締員	司法警察員として行う麻薬の事故・事件調査	日額 1,300円
食肉検査 作業手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜検査又は食鳥検査	日額 1,100円
狂犬病予 防等作業 手当	健康福祉事務所又は動物愛護センターに勤務する職員及び動物愛護センターの動物管理事務所に勤務する職員(狂犬病予防専従職員を除く。)	狂犬病予防等のための予防注射、検診、野犬の捕獲作業等	日額 800円
職業訓練 指導員等 手当	県立ものづくり大学校(姫路職業能力開発校)、県立但馬技術大学校(豊岡職業能力開発校)、県立神戸高等技術専門学院、県立障害者高等技術専門学院及び兵庫障害者職業能力開発校において職業訓練に従事する職員	—	月額 26,800円
爆発物取 締作業手 当	当該業務に従事する職員	火薬類検査、高圧ガス設備検査又は高圧ガスメーターの検査等の作業に従事したとき。	日額 360円
教務手当	知事が指定する施設に勤務する職員	入所中の講習生等に対する実習、授業その他の教務を担当する職員のうち、知事が指定する者	月額 26,100円
種雄牛取 扱作業手 当	知事が指定する施設の職員	精液の採取等のために種雄牛を御する作業のうち知事が指定するもの	日額 260円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
家畜保健衛生業務手当	当該業務に従事する職員	家畜伝染病予防法に基づく農場への立入検査、注射等	日額 1,100円	
漁業取締調査手当	(1) 当該業務に従事する職員 (2) 農林水産技術総合センターに勤務する職員	(1) 漁業取締船に乗り組み、漁業の取締りに従事したとき。 (2) 船舶に乗り組み、水産資源の調査研究に係る水産動植物の採捕作業に従事したとき。	日額 (1)取締手当額 500円 (2)調査手当額 380円	
特殊現場作業手当	当該業務に従事する職員	(1) ダム建設作業現場において特に危険を伴うおそれのある作業又はその作業の指導監督に従事したとき。 (2) 掘削中のトンネルの坑内における掘削作業若しくはその作業の坑内における指導監督に従事したとき等 (3) 地上若しくは低水位の水面上10mを超える高所又はしゅん険な崖のうち、特に危険を伴うおそれのある場所（以下「高所」という。）における作業又は高所におけるその作業の指導監督に従事したとき。 (4) 地表面下4m以上の深所（以下「深所」という。）における作業又はその作業の深所における指導監督に従事したとき。 (5) 建築基準法に規定する昇降機又は工作物の検査に従事したとき。 (6) 潜水による作業又はその作業の潜水による指導監督に従事したとき。	日額 330円 （(1)及び(3)については地上又は低水位の水面上20mを超える箇所で行われたときは430円）  (6)日額 700円 （潜水深度30mを超えるときは1,400円）	
特殊現場作業手当の特例	当該業務に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業	原子炉建屋内	日額 40,000円
			原子炉建屋及び免震重要棟以外	日額 13,300円
		警戒区域において行う作業	免震重要棟内	日額 3,300円
			屋外 ※	日額 6,600円
		帰還困難区域において行う作業	屋内	日額 1,330円
			屋外 ※	日額 6,600円
		居住制限区域において行う作業	屋内	日額 1,330円
			屋外 ※	日額 3,300円
		計画的避難区域において行う作業	屋内	日額 660円
			屋外 ※	日額 3,300円
			日額 5,000円	
			日額 1,000円	

※1日の作業時間が4時間に満たない場合の手当額は、上記手当額に60/100を乗じた額

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等交渉手当	知事が指定する行政機関等に勤務する職員	庁舎外において農業土木事業、土木事業又は県営住宅事業の施行に伴う用地の取得若しくは使用、補償若しくは住宅の建替えのための交渉又は土地改良事業の施行に伴う換地のための交渉のうち知事が指定するものに従事したとき。	日額 700円 (ただし、正規の勤務時間以外の時間又は休日等の正規の勤務時間での交渉のときは800円加算)
水上作業手当	当該業務に従事する職員	(1) 水上における灯浮標の設置、交換、撤去若しくは修理又は蓄電池の交換の作業に従事したとき。 (2) 水上におけるダム管理のために浮遊物の除去作業に従事したとき。 (3) 水上における水質又は汚泥等の調査研究のうち、知事が指定する作業に従事したとき。	日額 280円
道路管理作業手当	右記業務に従事する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持・修繕等の作業のうち知事が指定するもの	日額 300円
除雪作業手当	当該業務に従事する職員	知事が指定する除雪等の作業に従事したとき。	日額 450円 (作業の全部又は一部が午前0時から午前7時までの間に行われたときは1,050円、特に困難を伴う作業のときは200円加算)
水防災害応急作業手当	知事が指定する行政機関に勤務する職員	道路、河川の堤防等のうち、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。	・巡回監視 日額 450円 ・応急作業等 日額 650円 (日没時から日出までは600円加算) (知事が著しく危険であると認める区域内の作業は100/100加算)
公物管理作業手当	当該業務に従事する職員	庁舎外において、道路、河川等の管理上必要な調査等のうち著しく困難を伴うもの、県営住宅の明渡しに関する作業のうち知事が指定するもの又は代執行に従事したとき。	日額 280円
交代制変則勤務等手当	当該業務に従事する職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前7時までの間において行われる業務に従事したとき。 (2) 正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時間を除く。)以外の時間に行われる知事の指定する業務に従事したとき。 (3) 勤務の一部又は全部が12月29日から翌年1月3日までの間において行われる知事の指定する業務に従事したとき。	(1) ・2時間未満 1回 500円 ・2時間以上 1回 600円 ・全時間 1回 1,100円 (2) 1回 1,620円 (3) ・勤務時間を割り当てられた場合 3,500円 ・勤務を命ぜられた場合 3,100円

## 【技能労務職】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
狂犬病予防等作業手当	健康福祉事務所又は動物愛護センターに勤務する動物愛護技術員	狂犬病予防等のため、予防注射、検診、野犬の捕獲又は個別訪問等の作業に従事したとき。	日額 1,000円
家畜ふん尿取扱作業手当	県立農林水産技術総合センターに勤務する試験研究技術員その他知事が指定する職員	家畜のふん尿の処理作業に1日2時間以上従事したとき。	日額 280円
衛生検査作業手当	右記の業務に従事した職員	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症の病原体又は結核菌の検菌又は培養の作業 (2) 人体から採取した検体の検査のうち知事が指定するもの	日額 900円

※ 上記以外の手当については、一般職員の例による。

## 【企業庁】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	当該業務に従事する職員	(1) ダム建設について特に危険な作業又はその指導監督 (2) トンネルの坑内における作業又はその指導監督 (3) 地上若しくは低水位の水面上10mを超える高所又はしゅん険な崖のうち、特に危険な場所における作業又はその指導監督 (4) 地表面下4m以上の深所における作業又はその指導監督	日額 330円 ( (1) 及び (3) で地上又は低水位の水面上20mを超える箇所で行われたときは430円)
水上作業手当	当該業務に従事する職員	水上における船舶を利用して行う浮遊物の除去作業、水質調査のための採水作業及び灯浮標の管理業務のうち、企業庁長の指定したもの	日額 280円
用地取得等交渉手当	地方機関に勤務する職員	庁舎外における用地の取得若しくは使用又は補償のための交渉	日額 700円 ( 正規の勤務時間外(休日の正規の勤務時間を含む。)に交渉した場合800円を加算)
管路巡視等作業手当	当該業務に従事する職員	水道用水又は工業用水の供給に関する管路の保守及び巡視並びに水源池の管理の現場作業	日額 200円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
水質検査 作業手当	当該業務に従事する職員	水質検査作業のうち、毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う加熱分解又は抽出の作業	日額 280円

## 【病院局】

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
精神結核 保健業務 手当	当該業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による調査若しくは診察、診察の立会い又は入院措置をするための護送	日額 330円
放射線作 業手当	当該業務に従事する職員	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務	日額 900円 (1箇月当たりの被爆放射線量が基準以上の場合、別途月額7,000円)
		(2) 放射性物質を用いた撮影及び治療業務	
結核病棟 等勤務手 当	(1) 病院に勤務する医師、保育士若しくは作業療法士である職員又は看護業務の補助に従事する職員	(1) 結核病棟、感染症病棟、精神科病棟における結核患者、感染症患者又は精神科患者の診療、保育若しくは作業療法又は看護業務の補助	1日につき、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に4/100を乗じた額に次の調整数を乗じた額を21で除して得た額 ①院長の職にある医師、自動車運転員、洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員 … 1 ②上記以外の医師、保育士若しくは作業療法士又は看護業務の補助に従事する職員 … 2
	(2) 県立光風病院・柏原病院の洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員	(2) 洗濯の業務	
感染症防 疫作業手 当	当該業務に従事する職員	感染症患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理	日額 300円
衛生検査 作業手当	当該業務に従事する職員	(1) 人体から採取した検体の検査	日額 900円
		(2) (1)の補助作業	日額 300円
解剖等作 業手当	職員(医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員を除く。)	人の死体の解剖補助作業	日額 1,600円
看護業務 手当	病院に勤務する看護師、准看護師	(1) 光風病院及びその他の病院の結核病棟等における結核患者、感染症患者又は精神科患者の看護業務	(1)月額 21,500円
		(2) ICU(集中治療室)等における重症患者の看護業務	(2)月額 6,500円
精神科病 院勤務手 当	光風病院に勤務する職員で精神科患者に接することを常例とする者	—	月額 4,400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教務手当	管理者が指定する施設に勤務する職員	入所中の講習生等に対する実習、授業その他の教務	月額 26,100円
夜間看護等手当	(1) 病院に勤務する看護師（看護業務の補助に従事する者を含む。）	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）に行われる看護等の業務	深夜の一部を含む勤務 ・深夜勤務が4時間以上 1回 3,700円 ・深夜勤務が2時間以上4時間未満 1回 3,200円 ・深夜勤務が2時間未満 1回 2,200円 ・深夜の全部を含む勤務 1回 6,900円
	(2) 病院に勤務する職員	(2) 勤務の一部又は全部が12月29日から翌年の1月3日までの間の日において行われる業務	勤務 1回 3,500円 宿日直 1回 3,100円
交代制変則勤務等手当	当該業務に従事する職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前7時までの間において行われる業務	(1) ・2時間未満 1回 500円 ・2時間以上 1回 600円 ・全時間 1回 1,100円
		(2) 正規の勤務時間以外の時間に行われる救急医療その他管理者の指定する業務	(2) 1回 1,620円
診療応援手当	医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員	県立病院相互の間等で行う診療の応援の業務（入院患者の病状の急変等に対処するための当直勤務を含む。）	①当直勤務以外 従事時間数 ・3時間以上 1回 15,000円 ・3時間未満 1回 9,000円 ②当直勤務 従事時間数 ・5時間以上 1回 7,000円 ・5時間未満 1回 3,500円 ③在勤する県立病院において他の県立病院の患者の検体に係る病理診断に従事した場合 1日につき1,000円に患者数を乗じて得た額（1日の上限15,000円）。

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
			④小児科を標榜する医療機関で行う診療応援業務で、その一部又は全部が深夜において行われるものに従事したとき 1回 45,000円 ⑤診療応援に関する協定を締結する大学で行う場合 従事時間数 ・ 3時間以上 1回 7,500円 ・ 3時間未満 1回 5,000円
特殊診療手当	(公社)日本麻酔科学会が認定する指導医、専門医、認定医又は厚生労働省が認定する標榜医の資格を有する職員	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務	①指導医・専門医 ・ 4時間超 1件 6,800円 ・ 2時間超4時間まで 1件 4,600円 ・ 2時間まで 1件 3,800円 ②認定医・標榜医 ・ 4時間超 1件 3,400円 ・ 2時間超4時間まで 1件 2,300円 ・ 2時間まで 1件 1,900円
	医師である職員	「ハイリスク分娩(妊娠)管理加算」の対象症例に該当する患者の分娩(妊娠)管理業務又は「母体・胎児集中治療室」に収容する患者の分娩(妊娠)管理業務	1日につき、1,300円に分娩(妊娠)管理を行った患者数を乗じて得た額
		正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時間を除く。)以外の時間における分娩業務	1分娩につき 10,000円
	管理職手当の支給を受ける医師又は歯科医師である職員	正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時間を除く。)外における、入院患者の病状の急変等への対処その他の特に困難を伴う業務として管理者が指定するもの(「緊急診療業務」)	3時間超 1回 20,000円 1時間超3時間まで 1回 10,000円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う救急業務（当該業務を行うための教育訓練を含む。）	1時間につき 1,900円
		管理者の指定する業務（消防機関等の要請により、航空機に搭乗して行う救急の業務及び緊急を要する施設間搬送業務）	業務1回につき 1,900円
救急外来 業務手当	当該業務に従事した医師又は歯科医師	救急告示医療機関及び精神科救急医療機関において、夜間又は休日に、救急外来患者（対象時間帯に受け付けた患者に限る。）に対して行う診療報酬の算定対象となる診断、治療等の業務	夜間（午後5時30分～翌日午前8時45分） 15,000円/勤務1回 休日（午前8時45分～午後5時30分） 10,000円/勤務1回

## 【教育委員会】

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
特殊業務 手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する職員	次の業務で、心身に著しい負担を与えると認めるもの (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 非常災害時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務 ウ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 エ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務  (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、又は週休日若しくは休日等に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は4時間勤務時間を割り振られている日に行うもの (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	(1)ア日額 8,000円 重大な災害で、週休日又は休日等の場合 4,000円 （7時間45分を超えた場合 4,000円加算） イ 人事委員会の承認を得て規則で定める額 ウ日額 7,500円 エ日額 7,500円 (2)日額 4,250円 (3)日額 4,250円 (4)日額 3,000円 (5)日額 900円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
教育業務 連絡調整 手当	小学校、中学校、 高等学校、中等教 育学校、特別支援 学校に勤務する教 諭のうち、その職 務が困難である職 務を担当する主任 等	(1) 主任等で、教務その他の教育に関する業務に ついての連絡調整及び指導助言 (2) 市若しくは町又は組合の教育委員会が定める 学校の管理運営に関する教育委員会規則の規定 により置かれる主任等で(1)と同様の職務	日額 200円
多学年学 級担当手 当	小学校又は中学校 の2の学年児童又 は生徒で編成され ている学級におけ る授業又は指導を 担当する職員	—	日額 290円
夜間学級 担当手当	夜間学級を置く中 学校に勤務する教 頭、主幹教諭、教 諭及び助教諭であ る職員のうち、夜 間に勤務すること を本務とする職員	—	給料（教職調整額を 含む。）月額 の10/100（管理職手 当を受ける者は 8/100）
昼夜間等 兼務手当	当該業務に従事す る教頭、主幹教諭、 教諭及び講師	(1) 昼間課程の授業を本務とする者 夜間課程の授業又は通信教育の面接指導の業 務 (2) 夜間課程の授業を本務とする者 昼間課程の授業又は通信教育の面接指導の業 務	1時間 2,800円
舎監手当	正規の勤務時間以 外の時間に特別支 援学校又は高等学 校の寄宿舎におい て舎監として舎務 に1時間以上従事 した昼間課程又は 夜間課程の授業を 本務とする職員	(1) 特別支援学校の舎監業務 (2) 高等学校の舎監業務	(1) 1回 2,000円 (2) 1回 1,200円
農業実習 指導手当	農業に関する学科 を置く高等学校に 勤務する職員	宿直勤務又は日直勤務中における農業実習につい ての生徒の指導	1回 1,100円 （業務が5時間未 満の場合 550円）



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間定時制勤務手当	県立高等学校に勤務する事務職員のうち、夜間課程を置く高等学校に勤務する者で正規の勤務時間が夜間にあるもの	夜間課程の業務	日額 250円
特別支援学校業務手当	行政職員等のうち特別支援学校に勤務する者	児童及び生徒の教育に付随する業務	月額 4,700円

## 【警察本部】

手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
1号 刑事作業	(1) 捜査本部において当該作業に専従する職員として登録した職員 (2) 当該作業に専従する職員として登録した職員 (1)を除く。	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業 (警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。)	(1) ・捜査本部が設置 されてから30日 間 日額 840円 ・その他の期間 日額 560円 (2)日額 560円
1号の2 銃砲等特 別作業	当該作業に従事する職員	(1) 現に被疑者が銃砲又は爆発物（以下「銃砲等」という。）を使用している事件現場における犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業	(1) ・固定配置以外の 場合 日額 1,640円 ・固定配置の場合 日額 1,100円
		(2) 現に銃砲等を所持する被疑者の逮捕の作業 (1)を除く。	(2) ・固定配置以外の 場合 日額 1,100円 ・固定配置の場合 日額 820円
		(3) 銃砲等が使用された暴力団抗争事件において 固定配置による犯罪の予防の作業	(3)日額 820円
		(4) 暴力団等から危害を受けるおそれのある者として 本部長等が指定したものの保護のため、身 辺警戒及び固定配置による犯罪の予防の作業	(4)日額 820円
1号の3 海外犯罪 情報収集 作業	当該作業に従事する職員として警察 本部長が指定する 者	犯罪情報の海外における収集作業	日額 1,100円
1号の4 遠隔地水 上警戒業 務	当該業務に従事する職員として警察 本部長が指定する 者	遠隔地の離島の周辺海域において、海上保安庁の 巡視船に乗り組んで行う業務	日額 1,100円
2号 鑑識作業	当該作業に専従する職員として登録 した職員	指紋、手口、足こん跡、写真等を利用して行う犯 罪鑑識又は理化学、法医学、心理学若しくは銃器 弾薬等の知識を利用して行う鑑定の作業	日額 ・現場鑑識 560円 ・その他の鑑識 280円
3号 自動二輪 車等運転 作業	当該作業に専従する職員として登録 した職員	高速道路等以外の道路における交通取締用自動車 及び無線自動車の事件・事故等に伴う緊急走行運 転作業（交通捜査作業に該当するものを除く。）	・自動二輪車の運転 日額 560円 ・無線自動車の運転 日額 420円
4号 特殊車運 転作業	当該作業に専従する職員として登録 した職員	運転免許試験場の施設外において行う運転免許試 験車の運転作業	日額 300円

手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
5号 警察用船舶運航作業	当該作業に専従する職員	警察用船舶の緊急配備、事件・事故等の現場、水難救助の訓練における運航作業	日額 250円
6号 交通捜査作業	当該作業に専従する職員として登録した職員	道路上における人の死傷（軽傷は除く。）を伴う交通事故事件、悪質又は危険な交通法令違反の捜査及び暴走族の取締りの作業、前記作業に伴う交通整理、歩行者の保護活動、渋滞時の交通誘導、緊急時の避難誘導等の作業	日額 ①高速道路等 ・夜間の交通捜査 1,260円 ・昼間の交通捜査 840円 ・交通整理 460円 ②その他の道路 ・夜間の交通捜査 840円 ・昼間の交通捜査 560円 ・交通整理 310円
8号 警ら作業	当該作業に専従する職員として登録した職員	事件・事故等の現場における警ら作業	日額 340円
11号 看守作業	当該作業に従事する職員	看守作業	日額 250円
12号 立入検査作業	当該作業に従事する職員で本部長が指定する者	火薬類又は高圧ガスの取締りのための立入検査の作業	日額 280円
13号 潜水作業	当該作業に従事する機動隊員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者	潜水作業	日額 450円
14号 災害救助作業、救助作業	当該作業に従事する職員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者	危険を伴う救助作業	日額 ・災害現場における災害救助 840円 （危険区域又は人命救助作業は840円加算） ・その他 450円
14号 災害救助作業の特例	東日本大震災の災害現場において当該作業に従事する職員	危険を伴う救助作業に引き続き5日以上従事した場合	日額 1,680円 （危険区域又は人命救助作業は840円加算）

手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
15号 死体取扱 作業	(1) 当該作業に専 従する職員とし て登録した職員	(1) 検視及び解剖立会の作業	(1) 日額 3,200円
	(2) 当該作業に従 事する職員(1) を除く。)	(2) 死体取扱作業	(2) 日額 ・解剖補助及び損 傷著しい死体取 扱い 3,200円 ・その他 1,600円
15号 死体取扱 作業の特 例	上記(1)の職員	東日本大震災に対処するための検視、解剖立会及 び死体の収容等の作業	日額 3,200円 (1日に10体以上の 死体を取り扱った場 合は3,200円を加算)
	上記(2)の職員	東日本大震災に対処するための検視、解剖補助及 び死体の収容等の作業	日額 ・解剖補助及び損傷 著しい死体の取扱 い 3,200円 (1日に10体以上 の死体を取り扱っ た場合は3,200円 を加算) ・その他 1,600円 (1日に10体以上 の死体を取り扱っ た場合は1,600円 を加算)
	当該作業に従事す る職員	東日本大震災に対処するために死体を収容してい る施設において死体又は死体が納められているも のを取り扱う作業(検視、解剖立会及び解剖補助 を除く。)	日額 ・損傷著しい死体の 取扱い 2,000円 ・その他 1,000円
16号の2 国際緊急 援助活動 業務	当該業務に従事す る職員で本部長が 指定する者	国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定 する国際緊急援助活動業務	日額 4,000円 (心身に著しい負担 を与える場合2,000 円、心身に著しい緊 張を与える場合 4,000円以内で加算)
16号の3 警護等作 業	(1) 当該作業に専 従する職員とし て登録した職員	(1) 側近警衛又は身辺警護の作業	(1) 日額 ・天皇等の警衛 1,150円 ・その他の警護対 象者の警護 640円
	(2) 当該作業に従 事する職員	(2) 核原料物質等を輸送する車両に追従し、又は 先導して行う輸送警備作業	(2) 日額 640円

手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
17号 夜間特殊 業務	当該業務に従事する職員で本部長が指定する者	正規の勤務時間による勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる業務	①深夜の全部 1回 1,100円 ②深夜の一部 ・2時間以上 1回 730円 ・2時間未満 1回 410円
18号 爆発物処理等作業	(1) 当該作業に従事する職員として登録した職員	(1) 爆発物又はその疑いのある物の処理作業	(1) 1件 5,200円
	(2) 当該作業に従事する職員	(2) 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等に係る作業	(2) ・特殊危険物質等が発散又は漏えいしている現場において行う作業 1件 4,600円 ・特殊危険物質等が発散又は漏えいするおそれのある現場において行う作業 1件 2,600円
	(3) 当該作業に従事する職員	(3) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内で行う作業（(2)を除く。）	(3) 1件 250円
22号 航空従事者の業務	当該業務に従事する職員として登録した職員	航空従事者の業務	①事業用操縦士 月額 92,200円 （搭乗した場合1時間につき3,400円加算） ②自家用操縦士 月額 67,600円 （搭乗した場合1時間につき3,400円加算） ③航空整備士 月額 27,100円 （搭乗した場合1時間につき2,200円加算）

手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務		左記職員に対する 支給単価
23号 航空機搭 乗作業	当該作業に従事す る職員（22号の業 務を除く。）	航空機に搭乗して行う作業		1時間 1,900円 （航空機から降下し て行う作業は1日 870円加算）
25号 緊急呼出 夜間処理 作業	当該作業に従事す る職員のうち本部 長が指定する者	突発的に発生した事件・事故に伴い、正規の勤務 時間以外の時間に緊急の呼出しを受け、夜間にお ける刑事作業、銃砲等特別作業、海外犯罪情報収 集作業、鑑識作業、交通捜査作業及び爆発物処理 等の作業		1回 1,240円
東京電力 株式会社 福島第一 原子力発 電所の敷 地内等で 行う作業	当該作業に従事す る職員	東京電力株式会社福島第一原 子力発電所の敷地内において 行う作業	免震重要棟外	日額 13,300円 （原子炉建屋（1～ 4号機）内は40,000 円）
			免震重要棟内	日額 3,300円
		警戒区域において行う作業	屋外 ※	日額 6,600円
			屋内	日額 1,330円
		帰還困難区域において行う作 業	屋外 ※	日額 6,600円
			屋内	日額 1,330円
		居住制限区域において行う作 業	屋外 ※	日額 3,300円
			屋内	日額 660円
避難指示区域又は計画的避難 区域において行う作業	屋外 ※	日額 5,000円		
	屋内	日額 1,000円		

※1日の作業時間が4時間に満たない場合の手当額は、上記手当額に60/100を乗じた額

## 【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

## I 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成27年10月16日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は以下のとおりである。

## 1 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の地方自治体の職員との均衡等を考慮して、改定する必要があるが、平成27年の職員給与の改定にあたっては、「第3次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

## 2 職員の給与等

給与勧告の対象とされている職員約51,000人について「平成27年職員給与実態調査」を実施した。

## (1) 平均給与月額（平成27年4月1日現在）

職員の平均給与月額は、給料352,116円、扶養手当9,399円、地域手当24,961円、その他手当30,208円、計416,684円となっている。

## (2) 職員数及び職員構成（平成27年4月1日現在）

職員は、総数51,437人、平均年齢41.6歳、平均経験年数19.3年となっている。

【表1】 職員の給料表別平均給与額

（平成27年4月1日）

項目 給料表	1人当たり平均給与月額							
	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当	計
行政職	円 340,717	円 10,609	円 25,327	円 3,969	円 16,343	円 8,208	円 2,702	円 407,875
研究職	394,480	13,272	26,666	5,815	19,167	10,277	2,765	472,442
医師・歯科医師職	459,968	8,213	86,719	5,438	12,038	74,088	241,350	887,814
看護職	349,690	11,700	31,355	5,600	16,066	0	6,560	420,971
警察職	322,386	13,681	26,062	4,171	15,569	1,101	6,723	389,693
高等学校教育職	(17,293) 384,726	9,328	25,403	5,320	11,777	2,571	15,759	454,884
中・小学校教育職	(13,596) 358,474	6,870	24,016	5,365	8,513	4,737	10,103	418,078
任期付研究員	325,028	-	11,620	-	9,350	-	0	345,998
一般任期付職員	(0) 237,840	6,500	8,704	28,000	12,900	0	0	293,944
職員平均値	(8,973) 352,116	9,399	24,961	4,876	11,882	4,189	9,261	416,684

(注) 給料の欄の( )内は、「給料の調整額」及び「教職調整額」を内書で示している。

【表 2】給料表別職員数等

(平成27年 4 月 1 日)

	行政職	研究職	医師・歯科 医師職	看護職	警察職	高等学校 教育職	中・小学校 教育職	任期付 研究員	一般任期 付職員	計
人員 (人)	7,990	213	40	5	11,500	8,318	23,368	2	1	51,437
平均年齢 (歳)	43.8	46.0	45.8	50.8	38.4	44.3	41.4	36.5	34.0	41.6
平均経験 年数(年)	22.1	22.9	17.2	30.4	17.3	21.2	18.7	1.0	12.0	19.3

3 民間の給与等

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所2,021のうちから抽出した470の事業所を対象に「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者76職種、20,985人について、平成27年4月分の給与月額等を調査した。

4 職員給与の改定等

(1) 公民較差

区 分	民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
金 額 (率)	411,795円	410,390円 [394,293円]	1,405円 (0.34%)
			( 17,502円 ) ( 4.44% )

(注) 1 (A)、(B)のいずれも平成27度の新規学卒の採用者は含まれていない。  
2 [ ] 内は第3次行財政構造改革推進方策に基づく給与抑制措置後の額

(2) 月例給

国の俸給表の改定内容に準じて引上げ (0.35%)  
・初任給は2,500円引上げ、若年層について同程度の改定

(3) 期末・勤勉手当

年間支給月数の引上げ：現行4.10月分→4.20月分(勤勉手当を+0.10月)

(4) 地域手当

国は、大半の職員が、平成27年度4月に実施された給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引下げに伴う経過措置を受けており、俸給表の引上げ改定を行っても、多くの職員に支給される額は増加しないため、民間給与との較差がなお残ることとなることから、この較差を解消するために、平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を4月に遡及して実施することとした。

本県においても、公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

(5) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当の手当月額限度額の引上げ

(6) 改定の実施時期

平成27年4月1日より実施

5 給与制度の総合的見直し

人事院は、給与制度の総合的見直しに関して、平成30年4月1日に予定していた地域手当の支給割合及び単身赴任手当の支給額の段階的引上げについて、平成28年4月1日に実施することとした。

本県においても、国及び他の都道府県の状況等を考慮し、次のとおり所要の措置を講じる必要がある。



- (1) 地域手当  
国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。
  - (2) 単身赴任手当  
基礎額を月額30,000円とし、加算額の限度を月額70,000円とする必要がある。
- 6 人事行政における諸課題
- (1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底と適正な退職管理  
平成28年4月に施行される地方公務員法の改正に伴う人事評価制度の導入や適正な退職管理について、各任命権者において適切に対応する必要がある、本委員会としても改正法に定める役割を適切に果たせるよう努めていく。
  - (2) 人材の確保  
本県へのU J I ターンの促進を図る観点からも、首都圏をはじめ、県内外に積極的な広報活動を展開し、多様で意欲ある人材の確保に努めていく。
  - (3) 女性の登用の拡大と両立支援の推進  
女性活躍推進法に基づき、これまでの取組を踏まえ、事業主行動計画を策定するとともに、より実効あるものとしていくためには、管理職や男性職員をはじめとする組織全体の意識を変え、働き方改革を実現していくことが重要である。
  - (4) 柔軟で多様な働き方  
ア テレワークの推進  
職員の子育て支援の一環として、平成27年8月から在宅勤務が導入されており、制度の定着、取得促進に向けた職場環境づくりを進めていく必要がある。  
イ フレックスタイム制  
人事院は、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化等を踏まえ、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象としたフレックスタイム制の拡充について勧告したところである。  
本県においても、国や他の都道府県の動向を考慮しつつ、フレックスタイム制について検討を進める必要がある。
  - (5) 高齢期の雇用  
ア 雇用と年金の接続  
人事院は、年金支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の接続を推進するため、再任用職員のフルタイム中心の勤務に向けた一層の工夫が必要としており、本県においても、更なる活用を検討していく必要がある。  
イ 再任用職員の給与  
再任用職員の給与水準については、人事院の検討の動向を注視し、民間企業の給与水準を参考に検討を進める必要がある。
- 7 勤務環境の整備
- (1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進  
超過勤務の縮減については、職員の心身の健康や公務能率の向上、仕事と生活の両立を図る観点から、超過勤務縮減に向けた取組を一層推進していくことが重要である。  
また、教職員については、「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に基づき、実効性が上がる取組をより一層着実に推進していくこと、及びその成果や課題を検証し、勤務時間適正化に向けた取組に活かしていくことが重要である。  
また、年次休暇の取得促進に関しては、計画的な休暇取得や休日等と組み合わせた連続休暇の取得などに引き続き取り組むとともに、育児や介護のための休暇を取得しやすい職場環境づくりも進めていく必要がある。
  - (2) 職員の健康管理  
心の健康対策については、①気づき支援と早期対応、②相談しやすい体制づくり、③療養中・復帰後のフォロー強化の3つを柱に、きめ細かく対応することが重要であり、管理監督職は、日頃から職員の心身の状況を的確に把握し、職員がいきいきと働ける職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。  
また、県下の災害対応や東日本大震災の被災地支援などに従事している職員については、過度のストレ

スが懸念されることから、心身の健康管理に留意していく必要がある。

#### 8 おわりに

平成26年度策定された第3次行革プランにおいて、給与抑制措置の段階的縮小を図ることとされ、本委員会としても、その着実な実施を要請したところ、平成27年度から、段階的縮小が図られることとなった。

平成20年から実施されてきた給与抑制措置は、職員の士気等に大きな影響を与えるものであることから、本委員会としては、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づく適正な給与水準が早期に確保されるよう、関係者が最善の努力を尽くされ、同プランに基づき、引き続き段階的縮小が着実に実施されることを要請するものである。

職員にあつては、今後とも高い倫理観と使命感を保ち、一丸となって諸課題に意欲的に取り組み、県民の信頼と期待に応えられるよう努められることを改めて要望する。

## II 職員の競争試験及び選考の状況

### 1 職員の採用について

#### (1) 競争試験による採用

職員の採用は、人事委員会が実施する競争試験により行うことが原則であり、本県では上級職、中級職及び初級職に区分して実施していたが、平成27年度に区分を見直し、国家資格・免許が必要な職種の採用試験を「資格免許職」として新設した。これに伴い中級職を廃止し、上級職を「行政A(大卒程度)」、初級職を「行政B(高卒程度)」と名称変更した。

平成27年度の受験者数は、計2,578人(行政A(大卒程度)1,117人、資格免許職545人、行政B(高卒程度)261人、経験者655人)となっている。

#### ア 平成27年度の各競争試験の特徴と傾向

##### (7) 行政A(大卒程度)採用試験

全体では受験者数1,117人に対し、最終合格者数は193人で、競争率は前年度を0.3ポイント上回る5.8倍となった。

このうち一般事務職では618人が受験し、最終合格者数は79人、競争率は前年度を0.7ポイント下回る7.8倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は、前年度の60.0%を16.0ポイント下回る44.0%となった。

##### (8) 資格免許職採用試験

全体では受験者数545人に対し、最終合格者数は79人で、競争率は前年度を3.2ポイント上回る6.9倍となった。

##### (9) 行政B(高卒程度)採用試験

全体では受験者数261人に対し、最終合格者数は29人で、競争率は前年度を0.9ポイント上回る9.0倍となった。

このうち一般事務職では115人が受験し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を1.8ポイント上回る11.5倍となった。

##### (10) 経験者採用試験(行政A(大卒程度))

全体では受験者数655人に対し、最終合格者数は37人で、競争率は前年度を5.8ポイント上回る17.7倍となった。

このうち一般事務職では458人が受験し、最終合格者数は24人で、競争率は前年度を5.7ポイント下回る19.1倍となった。

なお、幅広い層から多様で意欲ある人材を確保するため、受験資格を見直して実施した。

## イ 平成27年度の各競争試験の日程

区分	受付期間	筆記 試験日	筆記 試験地	面接 試験日	面接 試験地	最終合格 発表日
行政A (大卒程 度)・資格 免許職 採用試験	〈インターネット〉 27.5.25～27.6.8 〈郵送〉 27.5.25～27.6.8 〈持参〉 27.5.25～27.6.10	27.6.28	神戸市	27.7.13 ～27.8.28 のうち指定 する2日	神戸市	27.9.4
行政B (高卒程 度) 採用試験	〈インターネット〉 27.8.5～27.8.31 〈郵送〉 27.8.5～27.8.31 〈持参〉 27.8.5～27.9.2	27.9.27	神戸市 豊岡市	27.10.26 ～27.10.30 のうち指定 する1日	神戸市	27.11.11
経験者 採用試験 行政A (大卒程 度)	〈インターネット〉 27.9.17～27.10.7 〈郵送〉 27.9.17～27.10.7 〈持参〉 27.9.17～27.10.9	27.10.25	神戸市 東京都	27.11.21 ～27.11.29 のうち指定 する1日	神戸市	27.12.11

## ウ 平成27年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
行政 A (大卒程 度) 採用試験	<p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 22歳～30歳（平成28年4月1日現在） ただし、児童福祉司は22歳～34歳</p> <p>(2) 21歳（平成28年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を平成28年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者</p> <p>2 児童福祉司、環境科学職にあつては、資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	<p>筆記試験</p> <p>教養試験 択一式45題（一部選択解答制） 2時間30分</p> <p>専門試験</p> <p>事務系職種 択一式40題（一部選択解答制） 2時間</p> <p>技術系職種（農学職、総合土木職を除く） 択一式40題 2時間</p> <p>農学職、総合土木職 択一式40題（一部選択解答制） 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>面接試験</p> <p>口述試験（個別面接①、個別面接②及び集団討論）</p> <p>適性検査</p>
資格免許 職 採用試験	<p>1 保健師、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、精神保健福祉相談員は30歳以下（平成28年4月1日現在）。医療福祉相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士は34歳以下（平成28年4月1日現在）</p> <p>2 資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	<p>筆記試験</p> <p>専門試験 択一式・記述式 2時間</p> <p>面接試験</p> <p>口述試験（個別面接①及び個別面接②）</p> <p>適性検査</p>
行政 B (高卒程 度) 採用試験	<p>1 18歳～24歳（平成28年4月1日現在） ただし、定時制・通信制高校在学中の者（既に高卒以上の学歴を有する者を除く。）に限り、18歳～30歳の者</p> <p>2 次の学歴を有する者は除く。 大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を ア 卒業した者 イ 在学期間（休学期間を除く）が通算して2年を超える者 ウ 第3年次以上に現に在学し又は在学したことがある者</p>	<p>筆記試験</p> <p>教養試験 択一式50題 2時間</p> <p>専門試験</p> <p>総合土木職 択一式40題（一部選択解答制） 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>作文試験</p> <p>事務系職種 1題 800字 1時間</p> <p>面接試験</p> <p>口述試験（個別面接①及び個別面接②）</p> <p>適性検査</p>
経 験 者 採用試験 (A区 分)	30歳～34歳（平成28年4月1日現在）	<p>筆記試験</p> <p>エントリーシート試験 1時間30分</p> <p>論文試験 1題 各800字 1時間</p> <p>面接試験</p> <p>口述試験（個別面接①、個別面接②及び集団討論）</p> <p>適性検査</p>
経 験 者 採用試験 (B区 分)	25歳～29歳（平成28年4月1日現在）	<p>筆記試験</p> <p>論文作文試験 2題 各800字 2時間</p> <p>面接試験</p> <p>口述試験（個別面接①、個別面接②及び集団討論）</p> <p>適性検査</p>

エ 平成27年度の各競争試験の実施状況

試験区分	職 種	採 用 予定数	申 込 者数	筆記試験		1次面接試験		最終面接 試験 受験者数	最 終 合格者 数:B	競争率 (A/B)	採用 者数	辞退 者数
				受験者数:A	合格者数	受験者数	合格者数					
行政A (大卒程度)	一 般 事 務 職	人 65	人 981	人 618	人 316	人 293	人 158	人 155	人 79	倍 7.8	人 56	人 23
	警 察 事 務 職	10	113	74	48	48	24	24	12	6.2	9	3
	教 育 事 務 職	24	205	151	112	108	56	55	29	5.2	23	6
	児 童 福 祉 司	2	21	15	8	7	5	5	2	7.5	2	0
	農 学 職	8	55	33	31	30	16	16	8	4.1	8	0
	林 学 職	4	18	11	8	7	6	6	2	5.5	2	0
	水 産 職	1	14	10	6	6	3	3	1	10.0	1	0
	環 境 科 学 職	2	26	15	8	8	6	6	2	7.5	2	0
	総 合 土 木 職	20	67	47	40	38	33	30	23	2.0	18	5
	建 築 職	6	45	26	23	22	14	11	7	3.7	5	2
	機 械 職	1	11	5	3	3	3	3	1	5.0	1	0
	電 気 職	1	18	9	6	6	3	3	1	9.0	1	0
	小 中 学 校 事 務 職	22	136	103	70	68	44	44	26	4.0	23	3
	計	166	1,710	1,117	679	644	371	361	193	5.8	151	42
資格免許職	保 健 師	4	38	34	17	17	8	8	4	8.5	4	0
	栄 養 士	4	166	132	24	24	10	10	5	26.4	5	0
	薬 剤 師	17	108	92	85	81	42	40	21	4.4	20	1
	臨 床 検 査 技 師	13	105	99	63	61	30	29	15	6.6	13	2
	診 療 放 射 線 技 師	7	58	54	33	30	16	14	8	6.8	8	0
	精 神 保 健 福 祉 相 談 員	2	21	18	9	9	6	6	2	9.0	2	0
	医 療 福 祉 相 談 員	1	16	14	6	6	3	3	1	14.0	1	0
	理 学 療 法 士	6	24	22	22	22	14	14	7	3.1	5	2
	作 業 療 法 士	6	19	16	16	12	10	10	7	2.3	7	0
	言 語 聴 覚 士	1	12	12	6	5	3	3	1	12.0	1	0
	臨 床 工 学 技 士	7	55	52	34	33	16	15	8	6.5	8	0
計	68	622	545	315	300	158	152	79	6.9	74	5	
行政B (高卒程度)	一 般 事 務 職	9	145	115	30			29	10	11.5	7	3
	警 察 事 務 職	3	51	42	6			5	3	14.0	1	2
	教 育 事 務 職	5	49	43	15			15	7	6.1	6	1
	総 合 土 木 職	1	6	6	3			3	1	6.0	1	0
	小 中 学 校 事 務 職	7	70	55	27			23	8	6.9	6	2
	計	25	321	261	81			75	29	9.0	21	8
経験者	一 般 事 務 職 A	17	352	231	32			29	15	15.4	8	7
	一 般 事 務 職 B		352	227	31			28	9	25.2	7	2
	教 育 事 務 職 A	4	78	51	6			6	3	17.0	1	2
	教 育 事 務 職 B		91	69	6			5	1	69.0	1	0
	総 合 土 木 職 A	6	26	21	11			10	4	5.3	1	3
	総 合 土 木 職 B		34	19	10			9	3	6.3	2	1
	林 学 職 A	2	18	16	3			1	1	16.0	1	0
	林 学 職 B		33	21	3			3	1	21.0	1	0
	計	29	984	655	102			91	37	17.7	22	15
合 計	288	3,637	2,578	1,177	944	529	679	338	7.6	268	70	

(2) 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察職1級の職員の選考による採用の権限は、各任命権者に委任している。

ア 採用選考実施状況（職級別：職級毎の主な職については、82～83ページを参照）

人事委員会が平成27年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

(7) 行政職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(10) 11	1	1	1	2	2	4	2	1	1	(10) 26
教育委員会	(2) 2	0	(1) 3	(1) 1	5	11	2	0	0	0	(4) 24
警察本部	(2) 2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	(2) 3
病院局	(16) 16	0	(4) 4	0	1	0	0	0	0	0	(20) 21
計	(30) 31	1	(5) 8	(1) 2	9	13	6	2	1	1	(36) 74

(4) 研究職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
教育委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	(1) 2	0	0	0	(1) 2
計	0	(2) 3	0	0	0	(2) 3

(7) 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	2	2
病院局	26	13	39
計	26	15	41

(イ) 警察職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	3	13	17	18	5	13	1	6	5	81

※ ( ) 内は公募による採用選考試験等により選考を行った者を内書きした。

※ 公募による採用選考試験により選考を行った者のうち、13名は平成26年度採用選考試験合格者(平成27年度に免許を取得。知事部局：歯科衛生士1名。病院局：医療福祉相談員1名、理学療法士3名、臨床工学技士5名、言語聴覚士2名、視能訓練士1名)

## イ 平成27年度職員採用選考試験実施状況

実 施 日	職 種	採用 予定 者数	受 験 者 数	合 格 者 数	採 用 者 数	辞 退 者 数
27. 6. 21	獣医師	人 8	人 27	人 12	人 8	人 4
27. 10. 10	学芸員（現代美術）	1	2	1	1	0
27. 10. 17	産業技術職（食品バイオ系）	1	24	1	1	0
	警察事務職（情報管理員）	1	4	1	1	0
	理化学職（化学）	1	29	1	1	0
	航空整備士	1	0	0	0	0
	心理判定員	1	30	1	1	0
	医療福祉相談員	2	14	2	1	1
	臨床工学技士	3	9	3	3	0
	視能訓練士	2	7	2	2	0
27. 11. 24	海技職	2	1	1	0	1
	事務職（身体に障害のある人対象）	4	19	4	3	1
28. 2. 6	航空整備士	1	1	1	1	0
	医療福祉相談員	1	3	1	1	0
	獣医師	1	5	1	1	0
合 計		30	175	32	25	7

## 2 職員の昇任について

本県では、職員の昇任はすべて選考により行っている。

なお、行政職3～6級、研究職2～3級、医師・歯科医師職2級、看護職2～4級、警察職2～7級への職員の選考による昇任の権限は、各任命権者に委任している。

## (1) 平成27年度の昇任選考の状況（職級別）

人事委員会が平成27年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

## ア 行政職

(人)

任命権者	7級	8級	9級	10級	特10級	その他	計
知 事 部 局	108	80	50	18	1	0	257
教 育 委 員 会	39	16	2	0	0	0	57
警 察 本 部	7	2	0	0	0	0	9
監 査 会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	2	0	0	0	0	0	2
企 業 庁	1	2	0	0	0	0	3
病 院 局	9	7	0	0	0	0	16
計	166	107	52	18	1	0	344



## イ 研究職 (人)

任命権者	4級	5級	計
知事部局	0	0	0
警察本部	0	0	0
計	0	0	0

## ウ 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
警察本部	0	0	0
病院局	21	20	41
計	21	20	41

## エ 看護職 (人)

任命権者	5級	6級	7級	計
病院局	3	4	0	7

## オ 警察職 (人)

任命権者	8級	9級	計
警察本部	34	18	52

## 3 広報等の取組について

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

## (1) 説明会の実施

## ア 大学等での試験説明会

京阪神地域や中国地方の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う業務説明会を実施している。

(7) 京阪神地域：平成27年度は延べ21箇所で開催し、738人が参加した。

(1) 京阪神地域以外：平成27年度は延べ3箇所で開催し、30人が参加した。

## イ 職員ガイダンス

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学を行うガイダンスを実施している。

対 象	実施日	参加人数
行政A・資格免許職採用試験受験者対象	27. 11. 26 27. 11. 27	人 253
臨床検査技師・診療放射線技師受験者対象	27. 5. 24	人 60
行政B採用試験受験者対象	27. 8. 3	人 99

## ウ 企業主催の就職説明会への出展等

民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区 分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内2回 大阪市内7回 東京都内1回	659人
公務員予備校での説明会	神戸市内8回 大阪市内3回	348人

## エ 大学でのキャリア講座

大学の1～2年生対象キャリアデザイン等の講義に職員が出向き、県職員という職業を紹介する講座を実施している。1校で実施し、1年生約300人が参加した。また、大学のキャリアセンターと連携し、県庁に1～2年生を受け入れ、職場見学や先輩職員との質疑を通して、県職員の仕事を紹介する体験を実施し、1校21人が参加した。

## (2) 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

ア 知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成27年度は約14.3万件のアクセスがあった。

イ 行政A(大卒程度)、資格免許職、行政B(高卒程度)、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とする採用選考については、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成27年度はこれによる申込者が2,646人で、申込者数全体の72.2%を占めた。

## (3) メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験の受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。

平成27年度は11回の配信を行い、発行部数は約42,300部である。

(参考)

## 行政職級表

級	該当の職
2級	定型的な業務を行う職
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職
4級	主任の職など
5級	主査、地方機関の課長補佐の職など
6級	本庁の班長又は主幹の職、地方機関の課長又は班長の職など
7級	本庁の室長、副課長又は困難な業務を分掌する班長の職、地方機関の副所長又は所長補佐の職、県民局又は県民センターの副所長、室長補佐又は所長補佐の職など
8級	本庁の課長又は困難な業務を所掌する室長の職、地方機関の長の職、県民局又は県民センターの室長又は所長の職など
9級	本庁の局長、県民局の副局長の職など
10級	本庁の部長、県民局長又は県民センター長の職など
特10級	理事の職など

## 研究職級表

級	該当の職
1級	上級の研究員の指導監督の下に補助的研究を行う職
2級	研究員の職など
3級	試験研究機関の課長の職など
4級	試験研究機関の長の職、高度の試験研究を行う試験研究機関の部の次長の職など
5級	高度の試験研究を行う試験研究機関の長、次長及び部長の職など

## 医師・歯科医師職級表

級	該当の職
1級	医療業務を行う職
2級	地方機関の医長の職など
3級	地方機関の長の職など
4級	複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職など

## 看護職級表

級	該当の職
1級	准看護師の職
2級	看護師の職など
3級	主任の職など
4級	地方機関の課長の職、主査の職など
5級	地方機関の副所長の職など
6級	地方機関の長の職など
7級	複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職など

## 警察職級表

級	該当の職
1級	巡査の行う職
2級	巡査長の行う職など
3級	主任の職、相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職など
4級	係長の職、困難な業務を行う主任の職など
5級	上席係長の職など
6級	警察本部の課長補佐の職、警察署の課長の職など
7級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職、困難な業務を行う警察署の課長の職など
8級	警察本部の次席の職、警察署の副署長の職など
9級	警察本部の課長の職、警察署の署長の職など

**Ⅲ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況**

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に基づき、人事委員会に対して行われた措置要求の平成27年度における係属及び処理状況は次表のとおりであり、平成26年度からの繰越係属件数及び平成27年度の新規要求件数はいずれも0件であった。

区 分	平成26年度末 (27.3.31) 係属件数	平成27年度		平成27年度末 (28.3.31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

**Ⅳ 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況**

審査請求審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に基づき、人事委員会に対して行われた審査請求の平成27年度の係属及び処理状況は次表のとおりであり、平成26年度からの繰越係属件数は5件、平成27年度における新規請求件数は2件の計7件であり、うち4件が平成27年度中に終結し、うち3件を平成28年度に繰り越した。

区 分	平成26年度末 (27.3.31) 係属件数	平成27年度		平成27年度末 (28.3.31) 係属件数	平成27年度 口頭審理 開催回数
		請求件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職	1	1	1	0
	休 職	0	0	0	0
	降 任	1	0	1	4
	降 給	0	0	0	0
懲 戒 処 分	免 職	0	0	0	0
	停 職	0	1	0	0
	減 給	0	0	0	0
	戒 告	0	0	0	0
そ の 他	3	0	2	1	5
計	5	2	4	3	9